

Institute for Economic Studies, Keio University

Keio-IES Discussion Paper Series

日本の所得格差と貧困－『全国消費実態調査』（1994-2009）を用いた検証

駒村康平、渡辺久里子、田中聡一郎、四方理人

2017 年 4 月 27 日

DP2017-013

<https://ies.keio.ac.jp/publications/7481/>

Keio University



Institute for Economic Studies, Keio University
2-15-45 Mita, Minato-ku, Tokyo 108-8345, Japan
ies-office@adst.keio.ac.jp
27 April, 2017

日本の所得格差と貧困－『全国消費実態調査』（1994-2009）を用いた検証

駒村康平、渡辺久里子、田中聡一郎、四方理人

IES Keio DP 2017-013

2017 年 4 月 27 日

JEL Classification: I32; D31; D63

キーワード: 格差; 貧困; ブートストラップ法

【要旨】

本稿では、1994 年から 2009 年の総務省『全国消費実態調査』を用いて、格差・貧困の推移について分析を行う。既存研究では、格差・貧困指標の計測結果のみに依拠して、各指標の推移を議論していたが、それらの変化が統計的に有意であったかの検討はされていなかった。

しかしながら、大規模統計を用いた分析であっても、サブグループに含まれるサンプルサイズが小さければ標準誤差が大きくなり、信頼区間も広がるため統計的推定が必要である。そこで本稿では、ブートストラップ法を用いて格差・貧困指標の標準誤差および信頼区間を推計した。

その結果、1994 年から 2009 年にかけて、総人口の格差・貧困指標は有意に上昇していたことが分かった。また、都道府県別の格差・貧困指標について、標準誤差が大きく多くの自治体間において信頼区間が重なっていた。そのため、都道府県の各指標を標本平均のみに基づいて大小関係を比較することは適切とは言えないだろう。

駒村康平

慶應義塾大学経済学部

〒108-8345

東京都港区三田2-15-45

komamura@econ.keio.ac.jp

渡辺久里子

国立社会保障・人口問題研究所

〒100-0011

東京都千代田区内幸町2-2-3 日比谷国際ビル6F

watanabe-kuriko@ipss.go.jp

田中聡一郎

関東学院大学経済学部

〒236-8501

神奈川県横浜市金沢区六浦東1-50-1

tanaka13@kanto-gakuin.ac.jp

四方理人
関西学院大学総合政策学部
〒669-1337
兵庫県三田市学園2丁目1番地
shikata@kwansei.ac.jp

謝辞：本研究はJSPS科研費基盤研究(C) 26380372 より研究助成を受けている。心より感謝申し上げます。

日本の所得格差と貧困－『全国消費実態調査』（1994-2009）を用いた検証

駒村康平・渡辺久里子・田中聡一郎・四方理人

はじめに

今日の日本社会において、所得格差・貧困問題が生じていることは学術的に広く知られる（駒村 2003、大竹 2005、橘木・浦川 2004、阿部 2008 等）。政府統計においても、2009 年からは厚生労働省によって『国民生活基礎調査』を用いた相対的貧困率の公表が行われるようになり¹、その動向については発表のたびに注目されることとなった。

所得格差や貧困の指標について、学術的にも政策的にも様々なデータを用いて検証作業が行われており、それらは近年の所得分配の悪化を示す有益な情報となっている。しかしその検証作業の多くは、格差・貧困指標の推移を示すことにとどまっており、ジニ係数や相対的貧困率などの推計値をもって不平等化などを評価している。ただ、大規模政府統計であっても標本調査であり、推計値の標準誤差を求めて、ジニ係数や相対的貧困率の変動が有意なものであるか検証する必要もある。また 2013 年に子どもの貧困対策推進法が制定され、都道府県で子どもの貧困対策を進められており、地域別の貧困率などの指標も重要になっている。都道府県別の貧困率の推計などの学術的研究も進められているが（戸室 2016）、個票データの利点を生かした分析とはいえず、また都道府県別の格差・貧困指標は標準誤差も大きくなることから、その精度評価が必要となろう。

そこで本稿では『全国消費実態調査』²の個票データを用いて、日本の所得格差と貧困の概況と推移について、特に以下のポイントを中心に報告を行う。

第 1 に、1994 年から 2009 年の所得格差と貧困の推移を、世帯類型別や就業形態別など様々な分類を用いて計測を行う。そしてその格差・貧困指標の変動が有意なものであるか検証を行い、上記の期間で不平等化や貧困の悪化が生じていると評価できるか検討する。

第 2 に、『全国消費実態調査』という大規模政府統計の利点を生かして、都道府県別の所得格差や貧困の状況についても把握する。

なお本稿末尾には、付表としてジニ係数・相対的貧困率とともに、その標準誤差も記載しており、本文中の図表とともに、確認しながら議論を進める。

¹ ただし『全国消費実態調査』においては、1999 年から等価可処分所得を用いた総世帯のジニ係数・相対的貧困率が示されていた。

² 相対的貧困率の推計においては『全国消費実態調査』は『国民生活基礎調査』よりも低めに計測されており、内閣府・総務省・厚生労働省（2015）ではその両調査の特徴などを議論している。本稿の推計結果についてもそうした統計上の特性を理解したうえで解釈する必要がある。

1. 計測方法

1.1 データ

本稿では、1994 年から 2009 年の『全国消費実態調査』の個票データを用いて、日本の所得格差と貧困を把握する。『全国消費実態調査』は、消費・所得・資産の把握を行っている総合的な調査である。また調査規模も大規模な調査であり、2009 年の調査ではサンプルサイズは約 57000 世帯（うち単身世帯は約 4400 世帯）である。

なお本稿では、『全国消費実態調査』のうち「世帯票」、「年収・貯蓄等調査票」、「家計簿票」を統合したデータを用いる。その際は「年収・貯蓄等調査票」のサンプルにそろえるように他の調査票のデータの統合を行った。ウェイト（集計用乗率）は総務省が作成しているが、調査年毎に作成方法が異なる³。たとえば、「年収・貯蓄等調査票」については、1999 年、2004 年、2009 年は総務省『労働力調査』に基づいて世帯分布が補正されているが、その補正方法は調査年によって異なる。そこで本稿では 2009 年のウェイト作成方法に倣って、独自に 1994 年、1999 年、2004 年、2009 年のウェイトを再設計した。

所得の情報は、「年収・貯蓄等調査票」の世帯年収（具体的には「勤め先からの収入」、「農林漁業収入」、「農林漁業以外の事業収入」、「内職などの収入」、「家賃・地代収入」、「公的年金・恩給」、「企業年金・個人年金受取金」、「利子・配当金」、「親族などからの仕送り金」、「その他の年間収入」）である。なお「世帯主」、「世帯主の配偶者」以外の「その他の世帯員」の所得は 65 歳以上・65 歳未満別に複数人数いる場合、合算された所得しか分からないので独自のルールに基づき按分し、各世帯員の所得を定めた。税金は、所得税と住民税を推計した。社会保険料は、年金保険料、健康保険料、介護保険料、雇用保険料を推計した⁴。

1.2 所得の定義

本稿で用いるのは、等価当初所得と等価可処分所得である。その定義を確認する。まず当初所得とは、再分配前の所得であり、以下のような所得構成となっている。

当初所得＝「勤め先からの年間収入」
＋「農林漁業収入」
＋「農林漁業収入以外の事業収入」
＋「内職などの年間収入」
＋「家賃・地代の年間収入」
＋「企業年金・個人年金受取金」
＋「利子・配当金」
＋「親族などからの仕送り金」

³ 『全国消費実態調査』のウェイト（集計用乗率）作成方法は、各年の報告書の附表を参照。

⁴ 独自の按分ルール、税・社会保険料の推計方法については、田中・四方(2012)を参照。

次に可処分所得は、税制と社会保障による再分配を行った後の所得であり、以下のような所得構成となっている。ただしここでの所得税・住民税、各種社会保険料は筆者が独自にマイクロシミュレーションの手法を用いて推計したものである。なお「その他」には公的年金・恩給以外の現金給付（例：児童手当や雇用保険の求職者給付など）が含まれていると仮定している。

可処分所得＝当初所得

- ＋ 「公的年金・恩給」
- ＋ 「その他」
- － 所得税・住民税（筆者推計）
- － 各種社会保険料（筆者推計）

さらに等価所得とは、各世帯員の当初所得や可処分所得を合算した世帯所得を等価尺度で除したものである。本稿の等価尺度は OECD などでも用いられる世帯人員の平方根である。

$$\text{等価所得} = \frac{\text{世帯所得}}{\sqrt{\text{世帯人員}}}$$

なお本稿での所得はすべて、2009 年を基準とした消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合指数[2010 年基準]）を用いて実質化している。

1.3 格差・貧困指標

本稿では、格差指標としてジニ係数、貧困指標として相対的貧困率を推計した。

ジニ係数は、すべての個人間の所得格差を考慮し、0 から 1 の間をとる形に標準化された格差指標である。まず各個人間の所得（ y ）の差の絶対値について、すべての組合せを足し合わせる。 n 人の社会の場合、この組み合わせは重複を許すと $n \times n$ 通りとなる。所得の差の絶対値の合計をその組合せの数 n^2 で割り、平均所得（ μ ）で標準化した格差指標である。

$$G = \frac{1}{2n^2\mu} \sum_{i=1}^n \sum_{j=1}^n |y_i - y_j|$$

相対的貧困率は、等価可処分所得の中央値の 50% を貧困線（＝相対的貧困線）として、その貧困線に満たない世帯員の割合で示される貧困指標である。

なお、ジニ係数や相対的貧困率の推計値だけでなく、ブートストラップ法による標準誤差も併せて推計した。格差・貧困が議論されるようになり、日本のデータを用いた研究も蓄積されてきたが、その中で統計的有意性を検証した論文はわずかであり、各指標におけるグル

ープ間の差や時系列での変化が統計的に有意であったか、ほとんど確認されていない⁵。
Jenkins and Micklewright(2007)で指摘されるように、この背景には格差・貧困の推計に用いるサンプルサイズは十分に大きいため、標準誤差による結果の変動は無視できると暗黙的に考えられていたことがあろう。実際に、日本の格差・貧困研究に用いられる主な政府統計（例：『国民生活基礎調査』『全国消費実態調査』）は十分なサンプルサイズである。しかし、この仮定がひとり親世帯などサンプルサイズの小さいサブグループにも当てはまるかどうかは断定できない。また、都道府県別などに区分した際は1つのカテゴリーに含まれるサンプルが少なくなり、標準誤差が大きくなることが予想される。そのため、Mills and Zandvakili(1997)、Athanasopoulos and Vahid(2003)、Haughton and Haughton(2011)などではブートストラップ法を用いて格差・貧困指標の信頼区間を推計し、各指標の時系列での変化が統計的に有意であるかどうかの確認を行っている⁶。

そこで本稿においても、ブートストラップ法を用いて、格差・貧困指標の標準誤差を推計した。また Mills and Zandvakili(1997)に倣って、時系列での変化が統計的に有意であるか、簡易的な確認を行った。具体的には、格差・貧困指標の各調査時点の95%信頼区間とそれ以前の調査の95%信頼区間に重なりが無いかを確認している。本稿では互いの95%信頼区間が重なっていない場合に、所得格差や貧困率の変化が「有意」であったと便宜的に表現する。ただし、95%信頼区間が厳密に重なっていないという基準は、一般的な差の検定より厳しい基準であることに注意が必要である。

2. 所得分布（1994～2009年）

2.1 所得分布：総人口だけでなく、どの年齢層でも所得水準が低下。

第2節では、平均的な所得水準や所得分布を確認する。表1は、総人口と各年齢層の等価可処分所得の平均値と中央値の推移、各年齢層の人口構成比（＝分布比）を掲載している。本稿での年齢層の区分は、子ども（18歳未満）、現役（working age, 18 - 64歳）、高齢者（65歳以上）としている。

⁵ 四方(2013)では、ブートストラップ法を用いて推計された信頼区間から、格差の時系列変化について分析している。また福井(2010)では、ブートストラップ法を用いた地域間所得格差について検討している。

⁶ Mills and Zandvakili(1997)では、アメリカの National Longitudinal Survey of Youth を用いて、若年における賃金格差の縮小が統計的に有意であったかを分析している。Athanasopoulos and Vahid(2003)では、国勢調査から1%を抽出したデータと Household Expenditure Survey を用いて、オーストラリアにおける地域別や職業別などの格差を分析しており、どのグループにおいて格差が統計的に有意に拡大していたかを考察している。Haughton and Haughton(2011)は、ベトナムの Living Standard Survey を用いて、相対的貧困率の推移を分析している。Bönke and Schröder(2010)と Bönke *et al.* (2010)では、ドイツの格差・貧困の推移が統計的に有意であったかを分析している。なおブートストラップ法による格差・貧困指標の標準誤差の推計方法の詳細は、Biewen(2002)を参照のこと。

表 1 等価可処分所得（平均値・中央値）と人口構成比の推移

		(所得：万円, 分布比：%)			
		1994	1999	2004	2009
総人口					
	平均値	350	358	322	302
	中央値	315	321	288	269
	分布比	100.00	100.00	100.00	100.00
子ども					
	平均値	309	316	283	272
	中央値	286	292	263	252
	分布比	22.63	20.84	18.45	18.05
現役					
	平均値	371	379	340	321
	中央値	337	344	307	289
	分布比	63.42	62.36	61.02	58.39
高齢者					
	平均値	323	336	303	279
	中央値	282	292	261	241
	分布比	13.95	16.79	20.53	23.57
参考（総務省統計局）					
総人口					
	平均値	-	358	324	303
	中央値	-	303	273	255

注：所得は 2009 年を基準とした消費者物価指数を用いて実質化している。

出所：『全国消費実態調査』の個票より筆者推計。

（参考の総務省統計局『全国消費実態調査報告』は報告書記載の値を実質化したもの）

表 1 からは、日本全体で平均的な所得水準が低下していること、また分布比から高齢化が進んでいることが読み取れる⁷。総人口の等価可処分所得の平均値や中央値は、1994 年から 2009 年にかけて 1 割超の減少となっている。また総人口にしめる高齢者の割合は 10 ポイントほど増加している。さらに、どの年齢層でみても所得水準が低下していることも見て取れる。そのため、日本全体の所得水準の低下は、人口の高齢化要因（相対的に所得水準が低い高齢者が総人口に占める割合が大きくなったことによる低下）だけでなく、各年齢層内の所得水準の低下も要因として考えられる。

＝図 1 等価可処分所得のカーネル分布（総人口、1994 年－2009 年）＝

＝図 2 等価可処分所得のカーネル分布（子ども・現役・高齢者、1994 年－2009 年）＝

⁷ 『全国消費実態調査』（1984-2009 年）を用いた北村・宮崎（2013）では、実質等価可処分所得の分布は徐々に右にシフトしており、また本稿と同じ期間である 1994 年から 2009 年の平均値、中央値も上昇している。したがって、本稿の推計と逆の方向（所得分布の上昇傾向）に動いており、大きな違いがある。なお、1999 年以降、総務省統計局『全国消費実態調査報告』には総世帯の等価可処分所得が記載されており、表 1 に記載の通り、実質等価可処分所得の平均値・中央値は低下している。

次に、所得分布の変化を確認する。図 1・図 2 は等価可処分所得のカーネル分布である。1994 年、1999 年、2004 年、2009 年の 4 時点分、示している。

図 1 の総人口の所得分布をみれば、1994 年から 2009 年の間で左にシフトしており（特に 1999 年以降）、日本全体（＝総人口）の所得水準が低下している。一方、分布の頂上も高くなっていることから所得格差は縮小しているようにも考えてしまうが、実際は次節で確認するように、格差は拡大している。そのことから、分布頂上付近の所得層における所得の低下が高所得層の低下よりも大きいことが考えられる（その点は、2.2 でも確認する）。

図 2 の各年齢層の所得分布をみれば、1994 年から 2009 年の間で、①子ども・②現役の所得分布も総人口と同様に、左にシフトしている。また同期間には、③高齢者の所得分布も左にシフトしているが、特に分布の頂上が高くなるような形となっている。

以上のように所得分布をみても、どの年齢層でも所得水準の低下が読み取れる。また特に、2000 年代に所得水準の低下傾向が顕著な動きとなっていると考えられる。

2.2 平均可処分所得の推移：どの年齢階級でも、どの世帯類型でも低下

所得水準が、どの程度低下したのか確認する。図 3 は、1994 年と 2009 年の等価可処分所得のパーセンタイルの値をプロットしたものである。またその増減率も示している。増減率について議論すれば、1994 年と 2009 年の間で、すべての所得分位において増減率はマイナスであり、所得が減少していることが読み取れる。特に高所得層から低所得層に下がるほど、所得の減少率が大きくなることも読み取れる。例えば、所得の減少率は、P80（80 パーセントタイル、以下同様の表示）で 13.8%減、P60 で 14.1%減、P40 で 15.2%減、P20 で 16.2%減となっている。また P1・P2 では 20%超の減少率となっており、非常に低い所得層が増えている可能性がある⁸。

＝図 3 等価可処分所得の所得百分位の値とその増減率（総人口、1994 年および 2009 年）＝

＝図 4 平均等価可処分所得とその増減率（年齢階級、1994 年および 2009 年）＝

＝図 5 平均等価可処分所得とその増減率（世帯類型、1994 年－2009 年）＝

さらに、年齢階級別、世帯類型別にも確認してみたい。図 4 は 1994 年と 2009 年の等価可処分所得の平均値とその増減率を年齢階級別に示したものである。年齢階級別には、等価可処分所得は、1994 年も 2009 年も 20 代前半と 50 代前半に山のある双峰型となっている。ただし 20 代前半にも山があるのは 50 代の親と同居していることが大きな要因として考えられる⁹。

⁸ ただし先行研究では、この所得階級ではボトムコーディングを行うこともあり、その解釈には留意が必要である。

⁹ なお『全国消費実態調査』では単身学生世帯が調査対象世帯でないことも、20 代前半で平均等価可処分所得が高くなる理由であろう。

1994 年から 2009 年の減少率を確認すれば、どの年齢階級でも減少している。特に、所得が高い 40 代後半・50 代、また 40 代後半や 50 代の親と同居している者が多いと考えられる 10 代後半・20 代前半で所得が大きく減少している。高齢者においても年金の充実がなされているのにも関わらず、等価可処分所得は減少している。この要因としては、3 世代同居の解消や単身世帯化などによる世帯構造の変化、または介護保険の導入などもあり社会保険料の負担が大きくなっていることなどが考えられる。

図 5 は 1994 年から 2009 年の等価可処分所得の平均値とその増減率を世帯類型別に示したものである。2009 年時点でもっとも等価可処分所得が高い世帯類型は 3 世代世帯で、一方最も低い世帯類型は、ひとり親とその子世帯である。また 1994 年から 2009 年にかけては、どの世帯類型でも平均等価可処分所得が低下している。特に減少率が大きいのは、所得水準が最も低いひとり親とその子世帯であり、同期間でさらに厳しい経済状況に置かれるようになったと考えられる。

3. 所得格差 (1994～2009 年)

3.1 ジニ係数 (1) : 再分配前・再分配後ともに、所得格差の拡大

第 3 節は、所得格差の状況について確認する。1994 年から 2009 年の総人口のジニ係数の推移は表 2 の通りである。ジニ係数は再分配前の当初所得と再分配後の可処分所得を用いて推計し、掲載している。

表 2 から明らかなように、当初所得でみても、可処分所得でみてもジニ係数は、1994 年から 2009 年の間で、互いの 95%信頼区間が重ならないほどに格差が拡大している (=格差拡大が有意である)。すなわち、再分配前も再分配後も所得格差は拡大している。ただし当初所得のジニ係数の場合は、調査年のたびに有意に上昇しているのに対して、可処分所得の場合は 1999 年から 2004 年、1994 年から 2009 年の期間で有意に上昇している。

表 2 ジニ係数の推移

	1994	1999	2004	2009
当初所得	0.351 [0.002]	0.370 [0.002] *	0.397 [0.002] **	0.415 [0.002] **
可処分所得	0.266 [0.001]	0.269 [0.001]	0.276 [0.001] **	0.278 [0.002] *

注 1 : []内は標準誤差を示す。標準誤差はブートストラップ法(繰り返し回数=1000 回)による。

注 2 : **は当該年(t 年)と 1994 年の 95%信頼区間が重ならず、また前回調査年(t-1 年)の 95%信頼区間とも重ならないことを示す。*は t 年と 1994 年の 95%信頼区間が重なっていないが、t-1 年の 95%信頼区間とは重なっていることを示す。

出所 : 『全国消費実態調査』の個票より筆者推計。

3.2 ジニ係数(2) : 50 歳代以下で格差拡大、70 歳代で格差縮小

年齢階級別の所得格差の動向は、図 6 の等価可処分所得のジニ係数の推移に示されてい

る。ここでは、①総人口、②女性、③男性に分けて、1994年から2009年の4時点のジニ係数を示している。

＝ 図6 年齢階級別のジニ係数の推移（等価可処分所得、総人口・女性・男性、1994－2009）＝

図6によれば、年齢階級別の総人口のジニ係数の傾向については、20歳代で高くなり、30歳代で下がり、50歳代で再び上昇している。

付表3から、時系列変化をみてみれば、1994年から2009年の間で、①総人口の場合、50歳代以下ではジニ係数は有意に上昇している。また、70歳代でジニ係数は有意に低下している。50歳代以下の年齢階級内の格差拡大の傾向は、家族形態の変化、非正規化などの就業状態の変化など、様々な要因が考えられる。一方、高齢者の年齢階級内格差の縮小要因は公的年金の充実などの政策要因だけでなく、3世代同居の減少などの世帯構造要因も考えられる。

4. 貧困（1994～2009年）

4.1 相対的貧困率（1）：再分配前・再分配後ともに、貧困率の上昇

第4節は、貧困の状況について確認する。1994年から2009年の相対的貧困率と相対的貧困線の推移は表3の通りである。相対的貧困率は再分配前の当初所得と再分配後の可処分所得を用いて推計している¹⁰。表3から、1994年から2009年の間で、相対的貧困線が低下しているのにも関わらず、当初所得、可処分所得の相対的貧困率は有意に上昇していることが読み取れる。貧困線の低下のなかでの推移であり、今日の貧困状況は悪化していると考えられる。

表3 相対的貧困率の推移¹¹

	1994	1999	2004	2009
相対的貧困線(万円)	157.3	160.6	143.8	134.4
相対的貧困率(%)				
当初所得	15.1 [0.176]	18.1 [0.192] *	21.3 [0.200] **	23.4 [0.246] **
可処分所得	7.9 [0.138]	8.3 [0.139]	8.7 [0.146] *	8.9 [0.185] *

注1：表2に同じ。

注2：表2に同じ。

注3：全ての所得は、2009年を基準とした消費者物価指数を用いて実質化している。

出所：『全国消費実態調査』の個票より筆者推計。

¹⁰ 当初所得の相対的貧困率も、等価可処分所得の中央値の50%を相対的貧困線としている。

¹¹ 本稿の推計結果は、『全国消費実態調査報告』記載の相対的貧困率(1999年9.1%、2004年9.5%、2009年10.1%)よりも低い。この理由には本稿の推計では社会保険料の減免制度を反映した分析になっているのに対して、『全国消費実態調査報告』の推計ではそうした点が十分に考慮されていないことが考えられる。

4.2 相対的貧困率(2)：世帯類型別、就業形態別、居住形態別の貧困率の変動

図 7 は年齢階級別の等価可処分所得の相対的貧困率の推移を、①総人口、②女性、③男性に分けて、1994 年から 2009 年の 4 時点の値を示している。また図 8 は、世帯類型別、就業形態別、居住形態別に等価可処分所得の相対的貧困率を、1994 年から 2009 年の 4 時点示している。なお、世帯類型は本人年齢の年齢階層（子ども、現役、高齢者）により異なる世帯類型となっている。また相対的貧困率の推計は図 8 においても個人単位で推計されており、例えば 3 世代同居世帯に所属する子どもの貧困率は上段の左から 3 列目に表示され、3 世代同居世帯に所属する高齢者の貧困率は上段の右から 2 列目に表示される。

= 図 7 年齢階級別の相対的貧困率の推移（等価可処分所得、総人口・女性・男性、1994－2009）＝

= 図 8 世帯類型別、就業形態別、居住形態別の相対的貧困率の推移（等価可処分所得、1994－2009）＝

図 7 から、年齢階級別の貧困率の傾向をみてみれば、子どもや若年期である 10 歳未満と 20 歳代でやや高く、その後 30 歳代・40 歳代に低下するが、50 歳代に再び上昇し始め高齢者で高くなる。こうした傾向は男性、女性で大きく変わりはないが、高齢者の場合は男性よりも女性のほうが、貧困率が高くなっているのもう一つの特徴である。

また付表 6 から、時系列変化をみてみれば、1994 年と 2009 年の間で、①総人口の場合は、10～50 歳代以下では有意に上昇しているが、一方で、70 歳代で有意に低下している。10 歳未満については 1994 年と 2004 年の間で有意に上昇しているが、2004 年から 2009 年の間では有意に低下している。

また②女性・③男性の貧困率の時系列変化をみれば、1994 年と 2009 年の間で、10 歳代・40 歳代の女性、50 歳代の男性では貧困率は有意に上昇し、60 歳代・70 歳代の女性、70 歳代・80 歳代の男性で貧困率は有意に低下している（付表 7、8 を参照）。

図 8 で、世帯類型別の貧困率の傾向を確認する。まず 2009 年の子どもの貧困率は、ひとり親世帯の子どもの貧困率が高く、ふたり親世帯や 3 世代世帯の子どもの貧困率を大きく上回っている。さらに付表 9 で時系列変化をみてみれば、1994 年から 2009 年にかけてはふたり親や 3 世代の世帯の子どもの貧困率は大きくは変化しなかったが、ひとり親世帯の子どもの貧困率は 10 ポイントほど高くなっている。ただし、ひとり親のサンプルサイズは小さく標準誤差も大きいため、1994 年と 2009 年の間では、互いの 95%信頼区間が重なっていることには留意が必要である。

次に、現役の貧困を、世帯類型から確認する。2009 年の現役の貧困率では、特に単身世帯の貧困率が他の世帯類型よりも高い。また付表 10 で時系列変化をみてみれば、1994 年から 2009 年の間で、親同居未婚子がいる世帯での貧困率の上昇が有意となっている。

さらに、高齢者の貧困を、世帯類型から確認する。2009 年の高齢者の貧困率は、単身世帯や親同居未婚子がいる世帯で高い。一般に子どもと同居することで、高齢者の貧困はある程度抑えられると考えられるが、未婚子である場合はむしろ子が低所得であるために親と

同居している可能性もある。実際、親同居未婚子のいる世帯は、単身世帯に次いで貧困率が高い世帯類型になっている。また付表 11 から時系列変化をみてみれば、3 世代同居の世帯を除き、高齢者の世帯類型では 1994 年と 2009 年の間で、貧困率は有意に低下している。

ここで、就業形態別にみてみたい。まず就業形態の定義を解説する。正規被用者世帯とは、少なくとも一人以上の正規労働者がいる世帯であり、かつその他の世帯員も正規労働者もしくは無業者である世帯である。非正規被用者世帯とは、少なくとも一人以上の非正規労働者がいる世帯であり、かつその他の世帯員も非正規労働者もしくは無業者である世帯である。混合被用者世帯は、一人以上の正規労働者と非正規労働者がいる世帯であり、就業者は被用者のみである世帯である。自営業世帯は、少なくとも一人以上の自営業者がいる世帯で、その他の世帯員も自営業者もしくは無業者である世帯である。高齢者無業世帯は、世帯内に就労者がいない世帯で、一人以上の高齢者がいる世帯である。非高齢者無業世帯は、世帯内に就労者がおらずかつ高齢者もいない世帯である。その他は、少なくとも一人以上の被用者および自営業がいる世帯である。

2009 年の貧困率を就業形態別にみると、正規被用者世帯や混合被用者世帯に比べ、非正規被用者世帯で高いことが読み取れる。また付表 12 から時系列変化をみてみれば、1994 年と 2009 年の間で、正規被用者世帯の貧困率は有意に上昇している。一方、同期間で自営業者世帯や高齢者無業世帯の貧困率は有意に低下している。高齢者無業の貧困率の低下は年金の効果が大きいことが考えられる。

最後に、居住形態別の貧困率を確認すれば、公営住宅は入居収入基準があり、貧困率が高いのは必然であろう。一方、資産形成をできた（している）と考えられる持家世帯ではフローの所得で計測される貧困率も低い。

5. 地域別の所得格差・貧困

5.1 都道府県内のジニ係数

第 5 節では都道府県別の所得格差や貧困の状況について確認する。図 9 は、1994 年と 2009 年の都道府県内の総人口のジニ係数とその 95%信頼区間を示している。まず全国のジニ係数の 95%信頼区間と比べると、各都道府県内のジニ係数の 95%信頼区間が広いことが確認できるだろう。また都道府県内のジニ係数が高い順に並べているが、ジニ係数の 95%信頼区間をとると、順位の前後で重なる都道府県もある。したがって、ジニ係数の値だけではなく、その標準誤差と併せて検討することが必要である。付表 14 から時系列変化を確認すれば、1994 年と 2009 年の間で、ジニ係数が有意に上昇しているのは 6 つの自治体である。

5.2 都道府県別の相対的貧困率

次に、都道府県別の貧困の状況を確認する。図 10～図 13 は 2009 年の都道府県別の相対

的貧困率を、総人口、子ども、現役、高齢者に分けて高い順に記載している。貧困線についてはこれまでと同様に「全国」の等価可処分所得の中央値の 50%である。ジニ係数と同様に、相対的貧困率の 95%信頼区間をとると、順位の前後で重なる都道府県もある。したがって、相対的貧困率の値だけではなく、その標準誤差と併せて検討することが必要である。

付表 15～18 で相対的貧困率の時系列変化を確認すれば、1994 年と 2009 年の間で、総人口の貧困率の上昇が有意である都道府県は 5 自治体である。子どもの貧困率は有意に上昇しているのが 4 自治体（低下は 1 自治体）、現役の貧困率で有意に上昇しているのが 5 自治体（低下は 1 自治体）、高齢者の貧困率で有意に低下しているのは 4 自治体である。

以上のように、サンプルを都道府県別に分割することで、ジニ係数・貧困率の標準誤差は大きくなり、ジニ係数・貧困率の値だけでは時系列変化を解釈しにくくなる。都道府県別のジニ係数や貧困率の地域差や時系列変化については、その点留意が必要となる。

6 むすびに

本稿では『全国消費実態調査』の個票データを用いて、1994 年から 2009 年の日本の所得格差と貧困の推移について整理した。1994 年と 2009 年の間でみられた、主な結果は、以下のとおりである。

第 1 に、所得分布の推移を確認してみれば、等価可処分所得は、総人口だけでなく、どの所得階層でも、どの年齢層でも、どの世帯類型でも低下していた。すなわち日本全体で所得低下がみられる。また特徴的なこととしては、低所得層ほど所得の減少率が大きくなり、同期間において低所得層ほど経済状況が悪化していることがある。また世帯類型では、もっとも所得水準が低いひとり親世帯でもっと大きな所得の減少率となっており、さらに厳しい経済状況におかれるようになっている。

第 2 に、所得格差の推移は、50 歳代以下の年齢階級内のジニ係数は有意に上昇しており、70 歳代のジニ係数は有意に低下している。したがって、同期間の日本全体の所得格差の拡大要因については人口の高齢化要因だけでなく、50 歳代以下の年齢階級内の格差拡大も考えられる。

第 3 に、貧困の推移は、年齢階級別にみれば、10～50 歳代以下の貧困率は有意に上昇している。また 70 歳代では貧困率は有意に低下している。世帯類型別にみれば、子どもの貧困については、有意に上昇しているカテゴリーはなかったが、子どもの貧困率全体でみれば有意に上昇していた。現役の貧困では、親同居未婚子の世帯の貧困率が有意に上昇している。高齢者の貧困では 3 世代同居の世帯を除き、どの世帯類型でも有意に低下している。

第 4 に、地域別の所得格差・貧困の現状をみれば、都道府県でジニ係数の値は上昇が有意となっているのが 5 自治体（低下は 1 自治体）、相対的貧困率については、子どもの貧困率が有意に上昇しているのは 4 自治体（低下は 1 自治体）、現役の貧困率で有意に上昇しているのが 5 自治体（低下は 1 自治体）、高齢者の貧困率で有意に低下しているのは 4 自治体で

あった。ただし、『全国消費実態調査』ほどの大規模な調査であっても、都道府県ごとの年齢層別のジニ係数や貧困率の標準誤差は大きくなり、その評価や解釈には留意が必要となる。そのためジニ係数や貧困率の値とともに、その標準誤差を示すことが重要である。今後の貧困対策の推進にむけて、地域別の所得格差や貧困率などの調査の充実が求められよう。

参考文献

- 阿部彩(2008)『子どもの貧困－日本の不公平を考える』岩波書店。
- 大竹文雄(2005)『日本の不平等 格差社会の幻想と未来』日本経済新聞社。
- 小塩隆士・田近栄治・府川哲夫(2006)『日本の所得分配－格差拡大と政策の役割』東京大学出版会。
- 北村行伸・宮崎毅(2013)『税制改革のミクロ実証分析－家計経済からみた所得税・消費税』岩波書店。
- 駒村康平(2003)「低所得世帯の推計と生活保護制度」『三田商学研究』第 46 巻第 3 号, pp.107-126.
- 駒村康平(2015)『中間層消滅』角川新書。
- 四方理人(2013)「家族・就労の変化と所得格差」『季刊社会保障研究』第 49 巻第 3 号, pp326-338.
- 橘木俊詔・浦川邦夫(2006)『日本の貧困研究』東京大学出版会。
- 田中聡一郎・四方理人(2012)「マイクロシミュレーションによる税・社会保険料の推計」ソシオネットワーク戦略ディスカッションペーパーシリーズ（関西大学ソシオネットワーク戦略研究機構），第 25 号。
- 戸室健作(2016)「都道府県別の貧困率、ワーキングプア率、子どもの貧困率、捕捉率の検討」『山形大学人文学部研究年報』第 13 号, pp. 33-53.
- 内閣府・総務省・厚生労働省(2015)『相対的貧困率などに関する調査分析結果について』（<http://www5.cao.go.jp/keizai3/kakusa/20151218kakusa.pdf>, 最終確認日：2017 年 3 月 15 日）。
- 福井昭吾(2010)「地域間所得格差の統計分析－ブートストラップ法の導入に関する考察－」『鹿児島経済論集』第 50 巻第 1-4 号, pp. 111-126.
- Athanasopoulos, George and Farshid Vahid (2003) “Statistical inference and changes in income inequality in Australia,” *The Economic Record*, Vol. 79, No. 247, pp. 412-424.
- Biewen, Martin (2002) “Bootstrap inference for inequality, mobility and poverty measurement,” *Journal of Econometrics*, Vol. 108, pp. 317-342.
- Bönke, Timm and Carsten Schröder (2010) “Poverty in Germany- Statistical inference and decomposition,” *DIW Discussion Papers* 1060.
- Bönke, Timm, Carsten Schröder and Katharina Schulte (2010) “Incomes and inequality in

the long run: The case of German elderly,” *German Economic Review*, Vol. 11, No. 4, pp. 487-510.

Haughton, Dominique and Jonathan Haughton (2011) *Living Standards Analytics: Development through the Lens of Household Survey Data*, Springer.

Jenkins, Stephen P. (2006) "Estimation and interpretation of measures of inequality, poverty and social welfare using Stata,” *North American Stata User's Group Meetings 2006*.

Jenkins, Stephen P. and John Micklewright (2007) *Inequality and Poverty Re-Examined*, Oxford University Press.

Mills, Jeffrey A. and Sourushe Zandvakili (1997) “Statistical inference via bootstrapping for measures of inequality,” *Journal of Applied Econometrics*, Vol. 12, No. 2.

謝辞：本稿の分析結果は、総務省統計局『全国消費実態調査』の調査票情報を筆者が独自集計したものである。そのため全国消費実態調査の本体集計との整合性があるとは限らない。また特に標本数の少ない集計区分では標本誤差に留意が必要である。

今回、調査票情報の利用を許可いただいた総務省統計局関係各位に心より感謝申し上げます。なお、本研究は JSPS 科研費 26380372 の助成を受けたものです。

本稿は筆者らの所属機関の見解を示すものではなく、また全ての誤りは筆者らに帰する。

図1 等価可処分所得のカーネル分布（総人口、1994年－2009年）

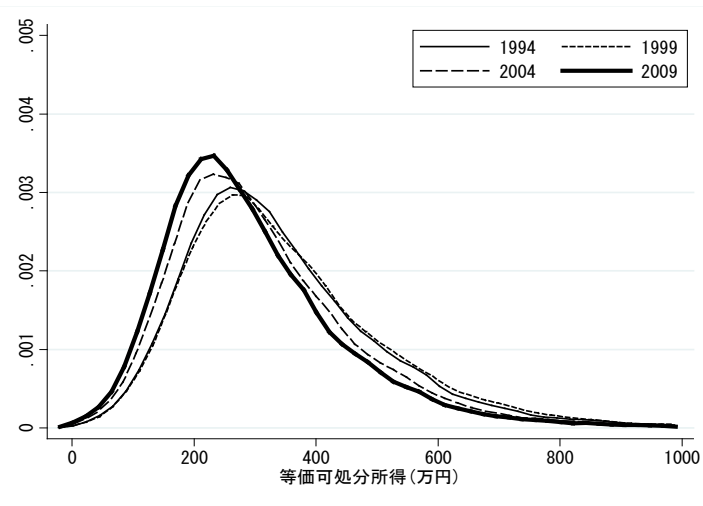
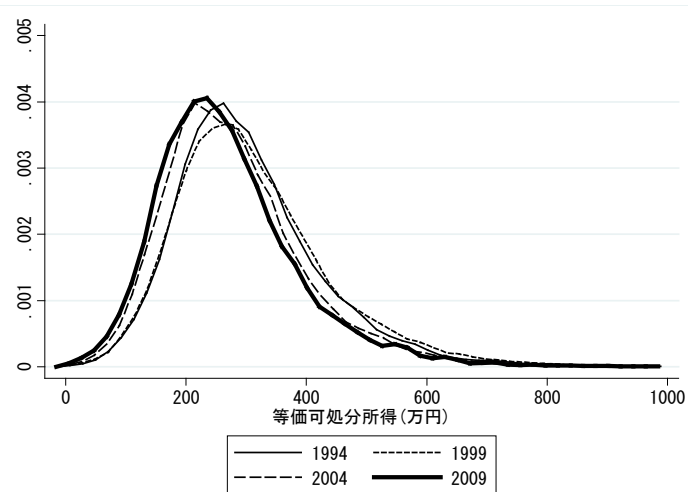
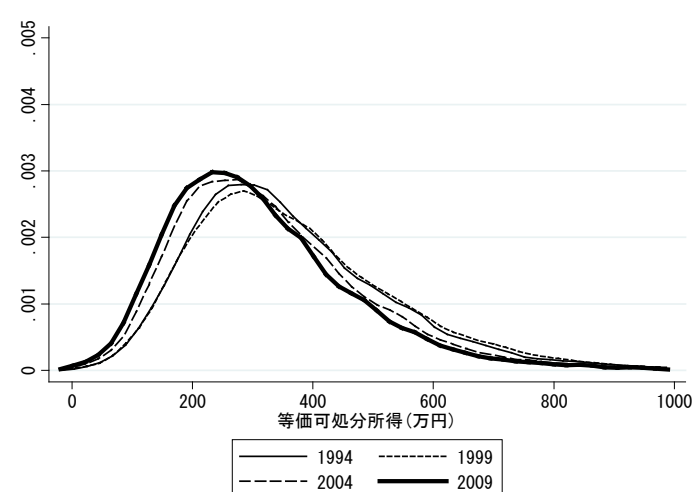


図2 等価可処分所得のカーネル分布（子ども・現役・高齢者、1994年－2009年）

① 子ども



② 現役



③ 高齢者

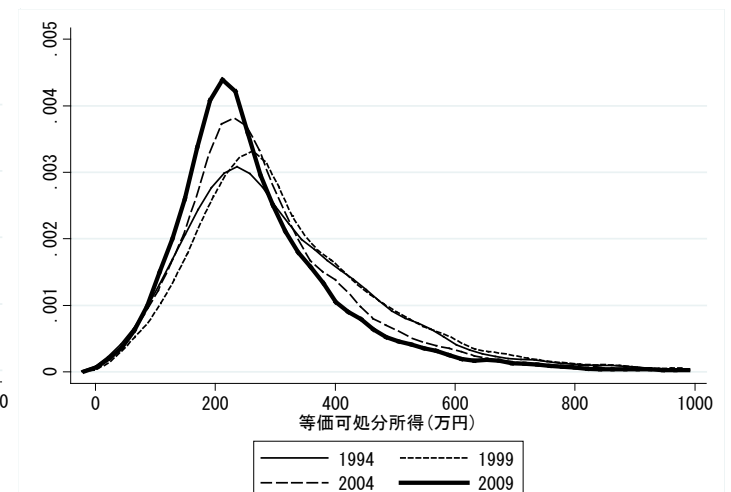
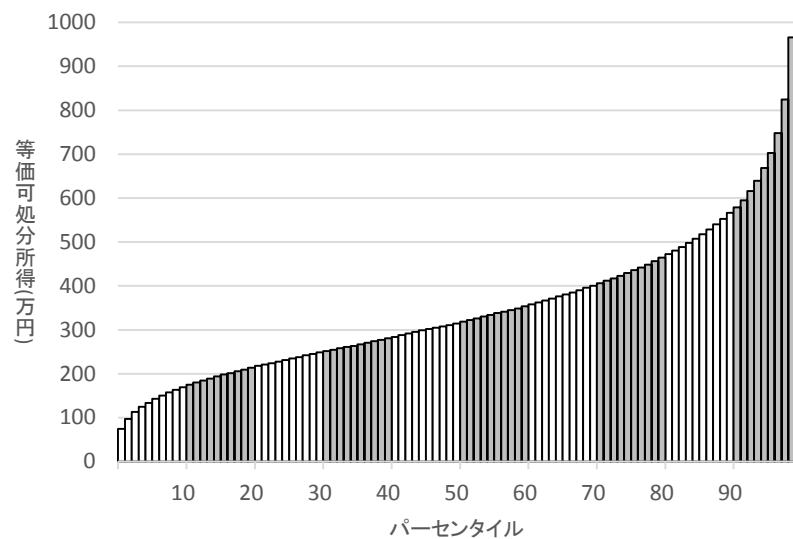
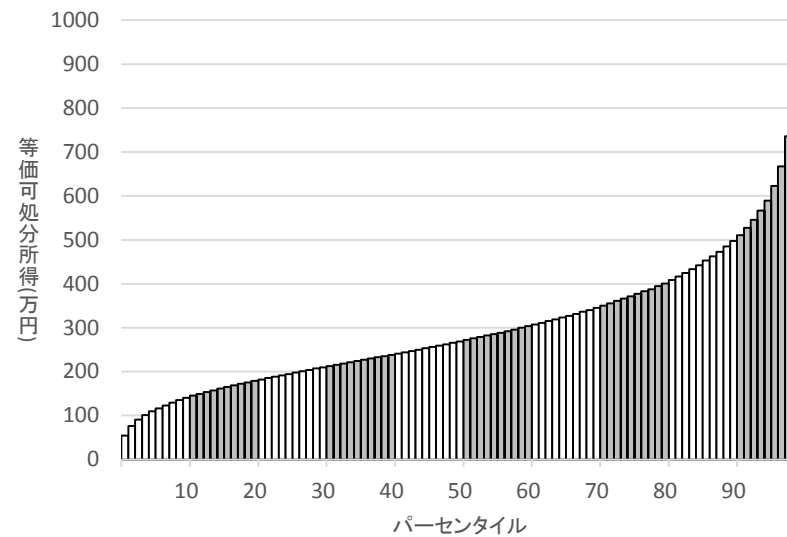


図3 等価可処分所得のパーセンタイル値とその増減率（総人口、1994年および2009年）

① 1994年



② 2009年



③ 増減率 (%)

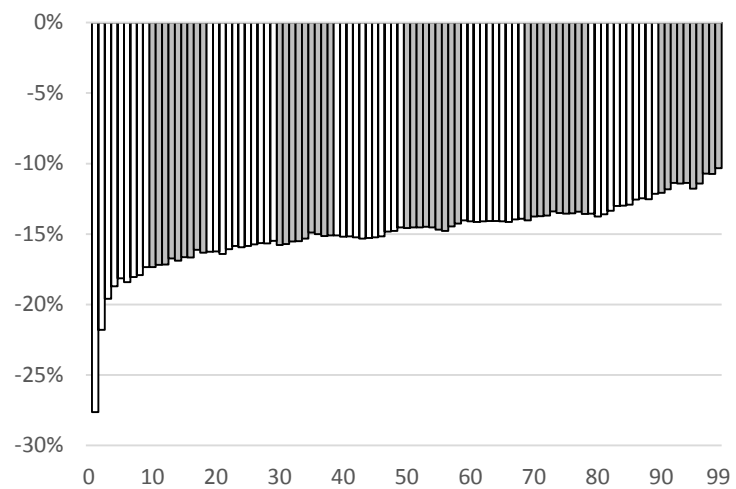


図4 等価可処分所得の平均値とその増減率（年齢階級、1994年および2009年）

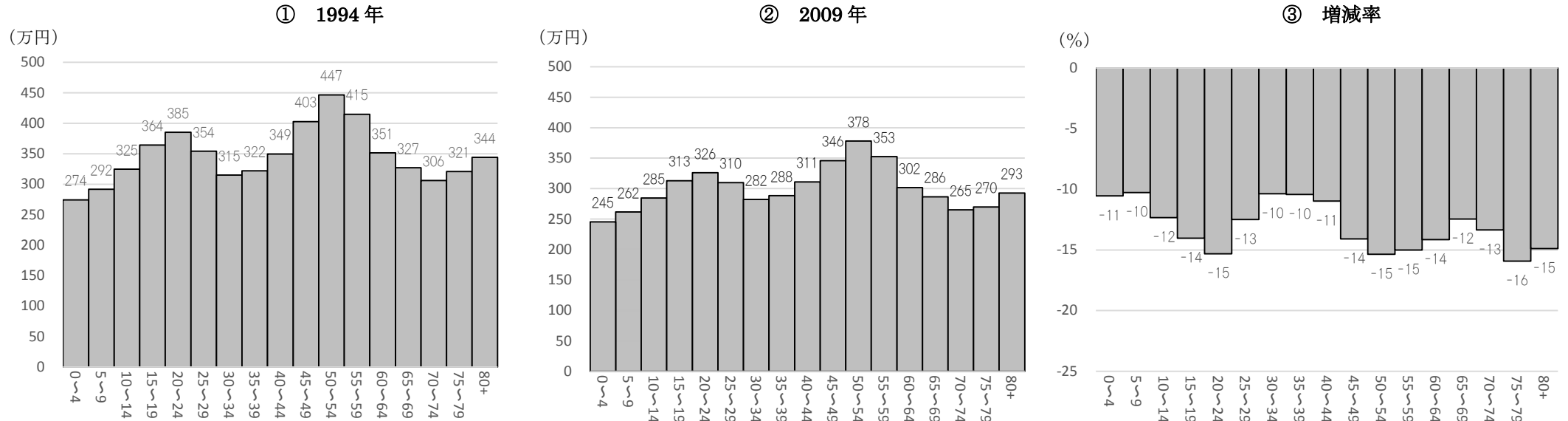


図5 等価可処分所得とその増減率（世帯類型、1994年および2009年）

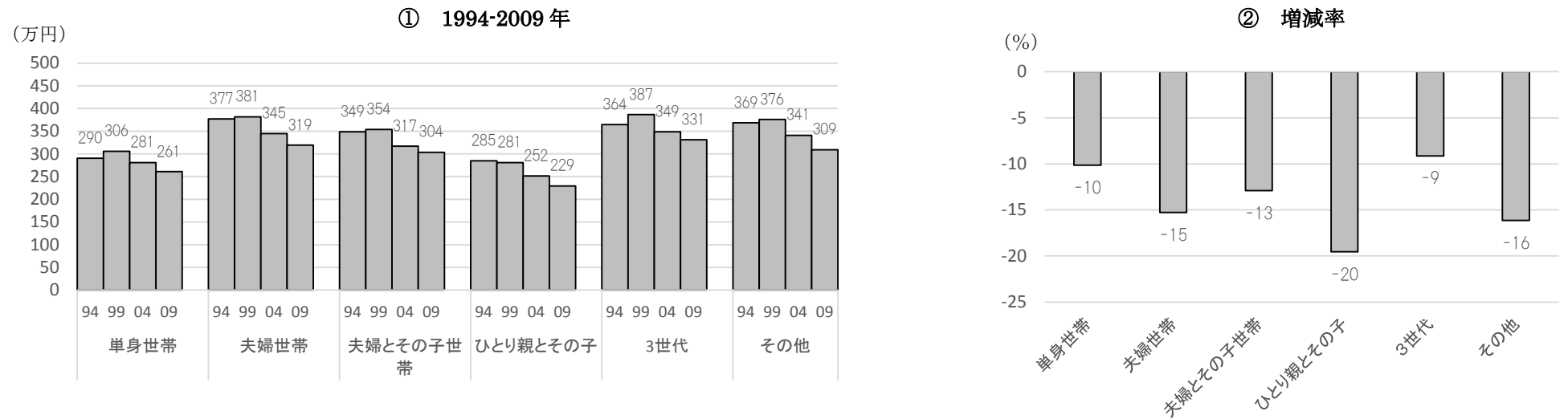


図6 ジニ係数の推移（等価可処分所得、総人口・男性・女性、1994年 - 2009年）

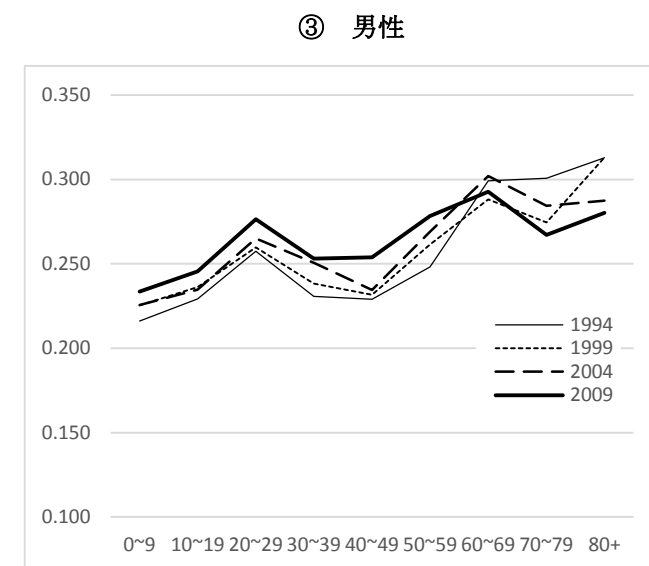
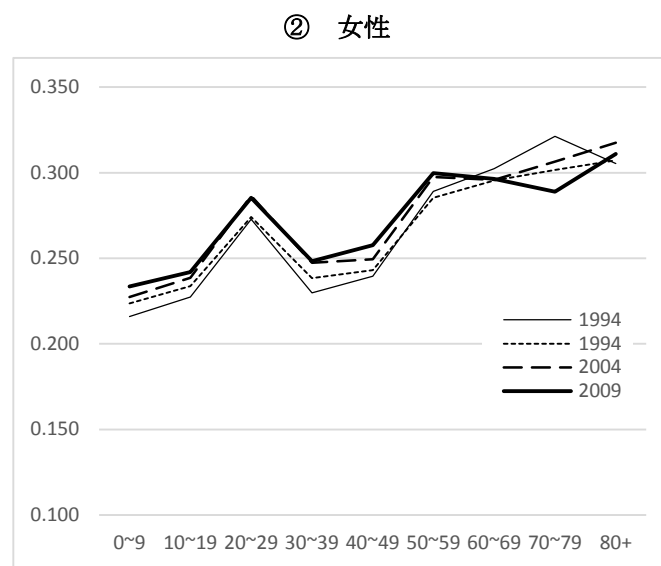
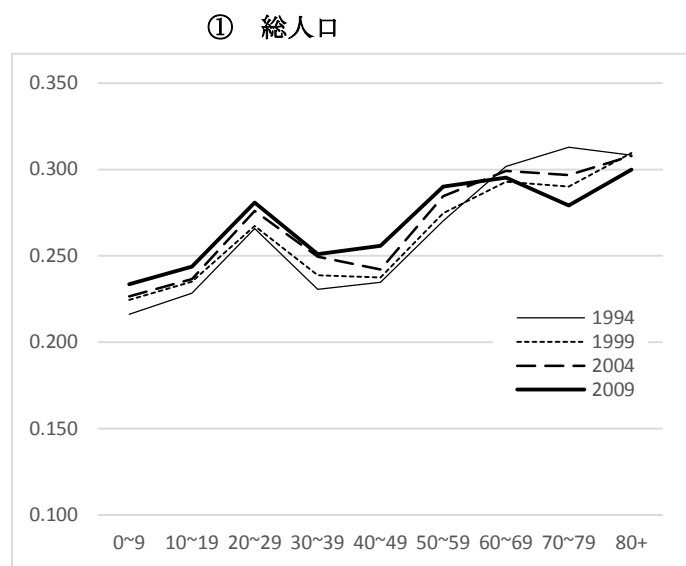


図7 相対的貧困率の推移（等価可処分所得、総人口・男性・女性、1994年 - 2009年）

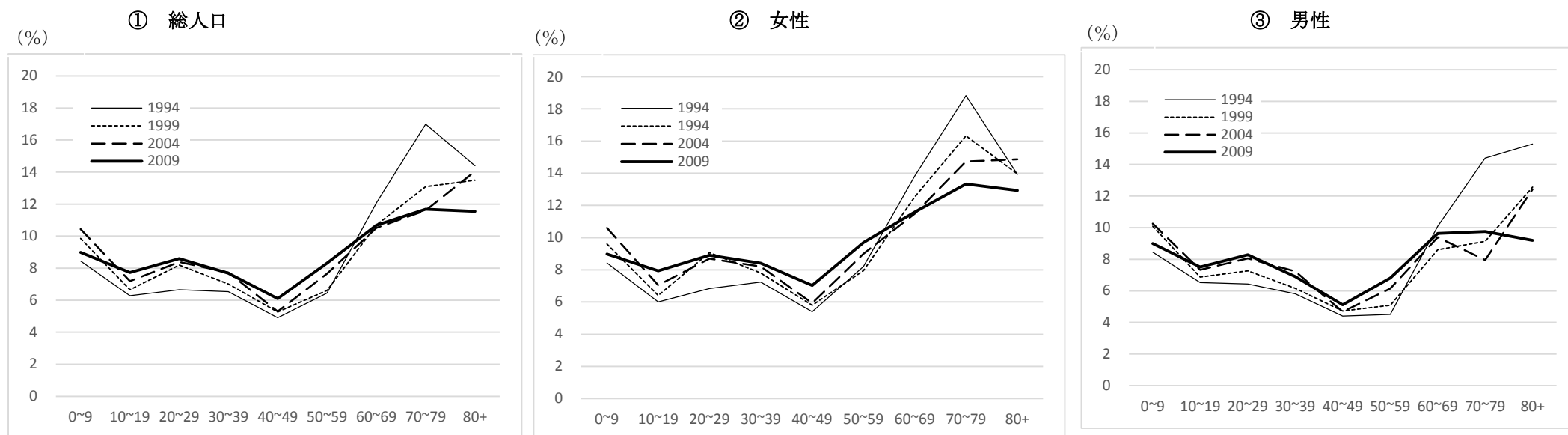
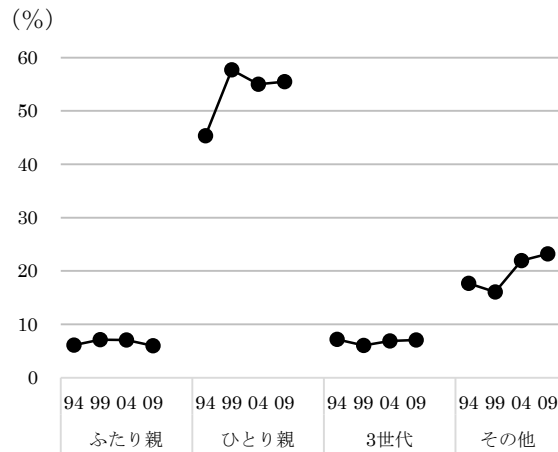
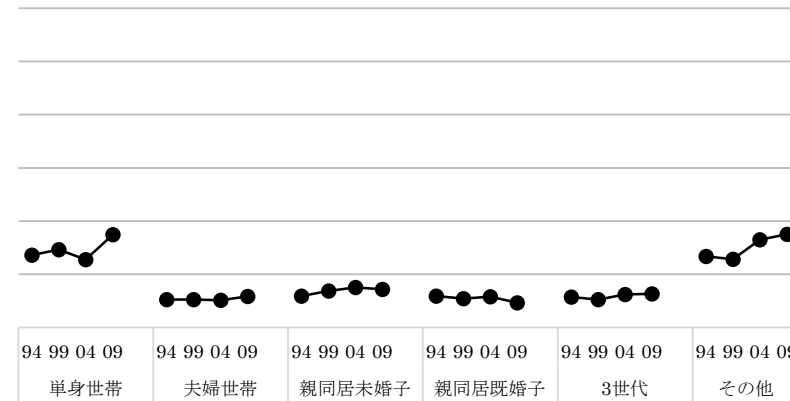


図 8 相対的貧困率(世帯類型、就業形態、住居形態、1994 年 - 2009 年)

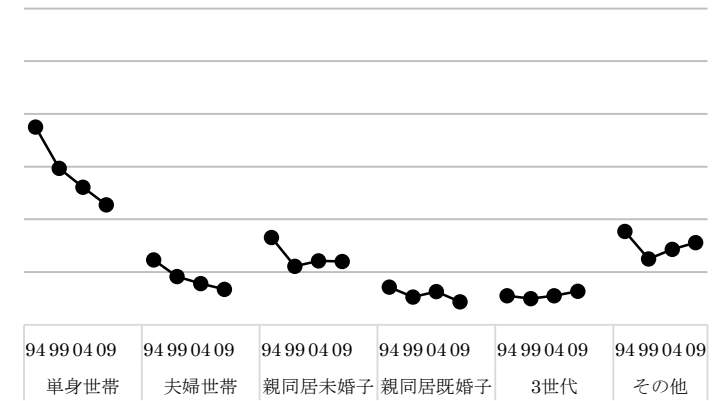
① 子ども



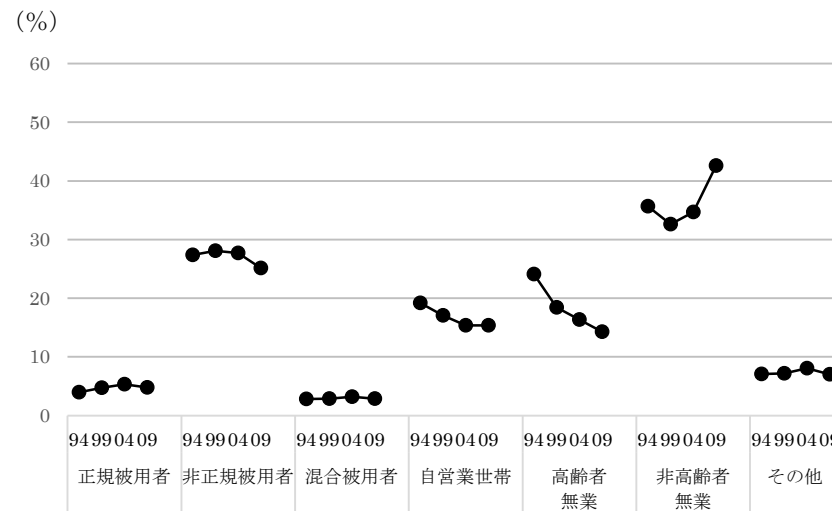
② 現役



③ 高齢者



④ 就業形態



⑤ 住居形態

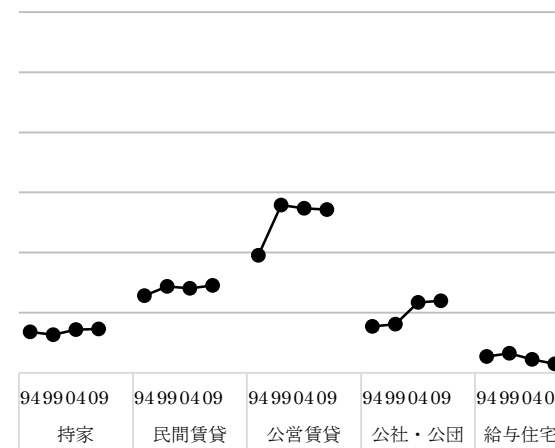


図9 都道府県内のジニ係数および95%信頼区間（等価可処分所得、総人口、2009年）

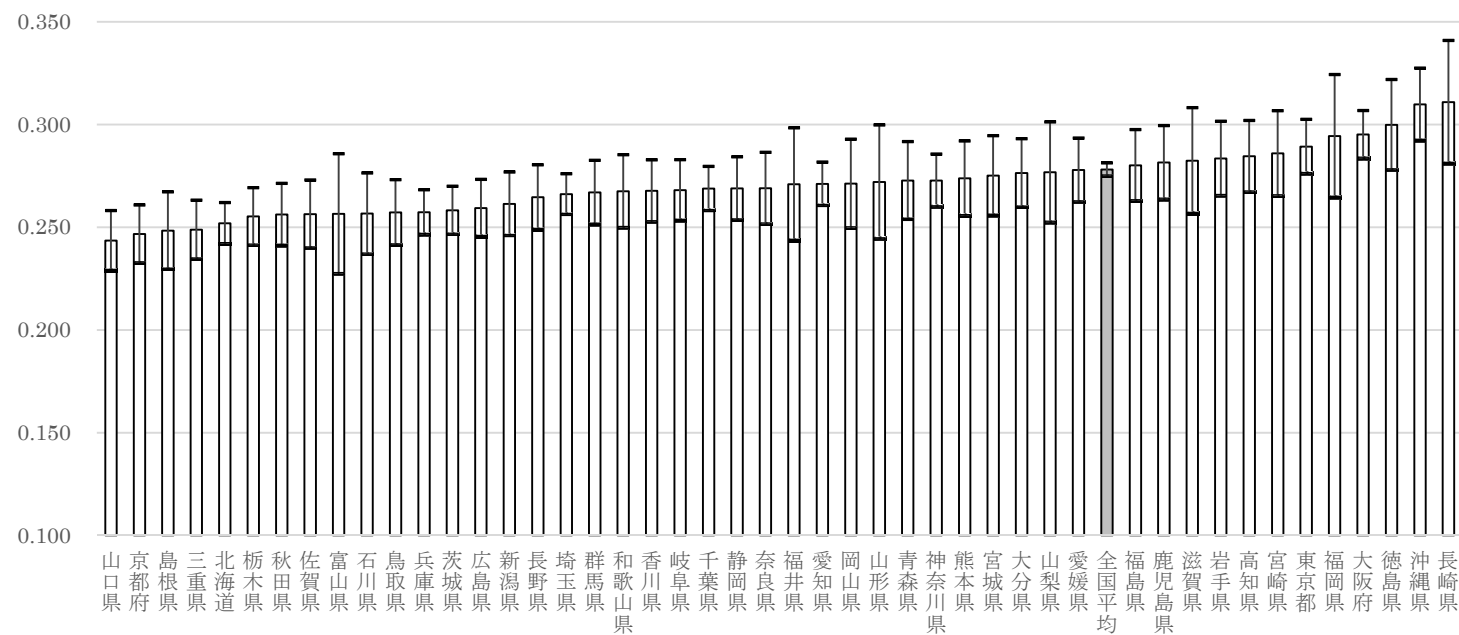


図 10 都道府県別の相対的貧困率および 95%信頼区間（等価可処分所得、総人口、2009 年）

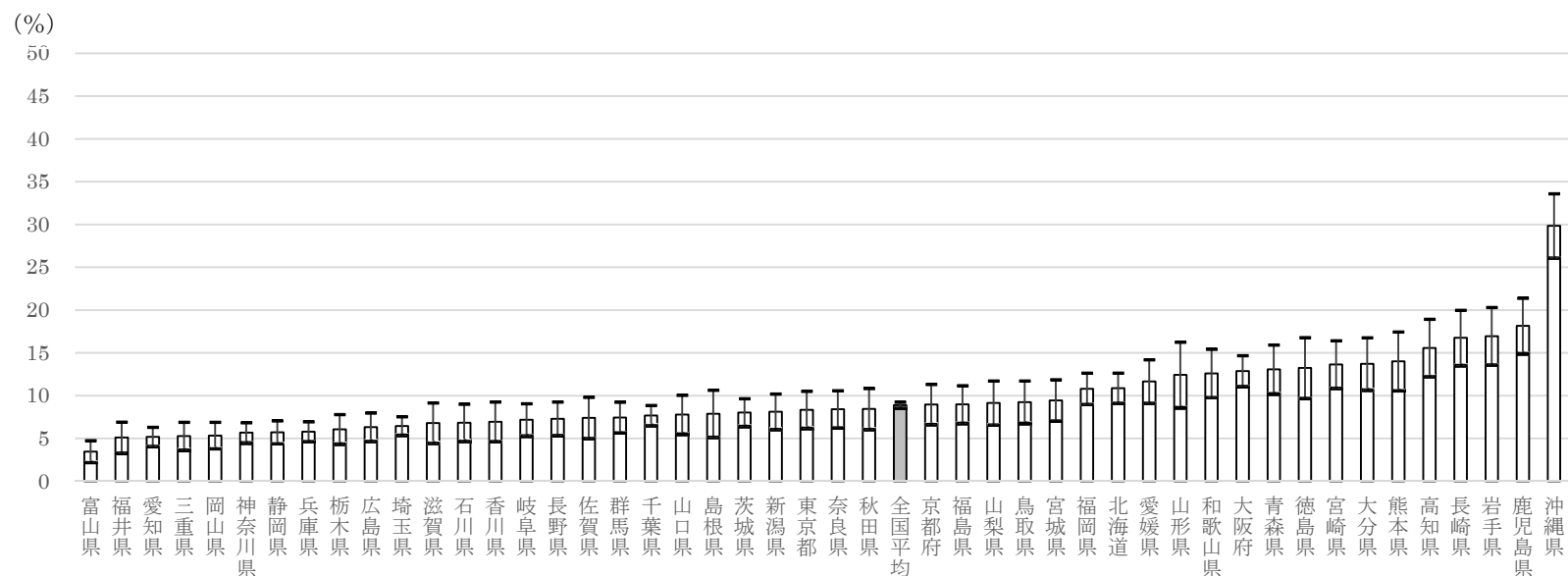


図 11 都道府県別の相対的貧困率および 95%信頼区間（等価可処分所得、子ども、2009 年）

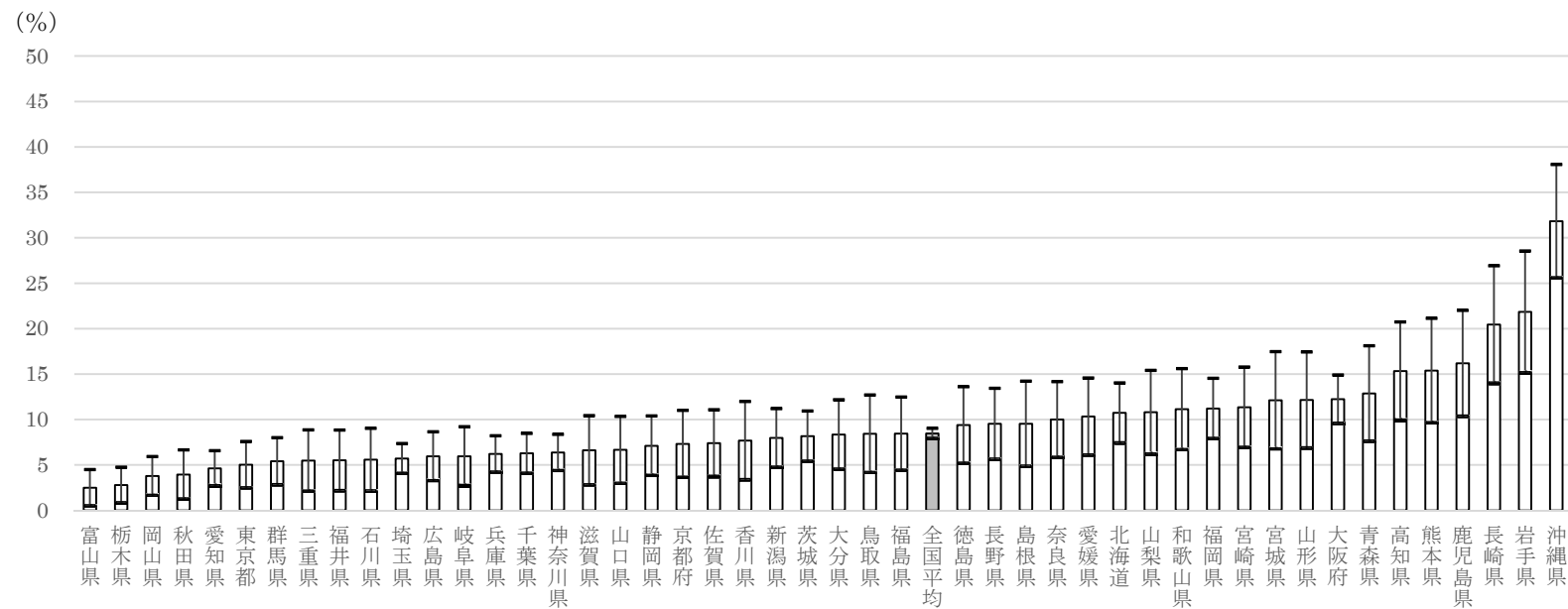


図 12 都道府県別の相対的貧困率および 95%信頼区間（等価可処分所得、現役、2009 年）

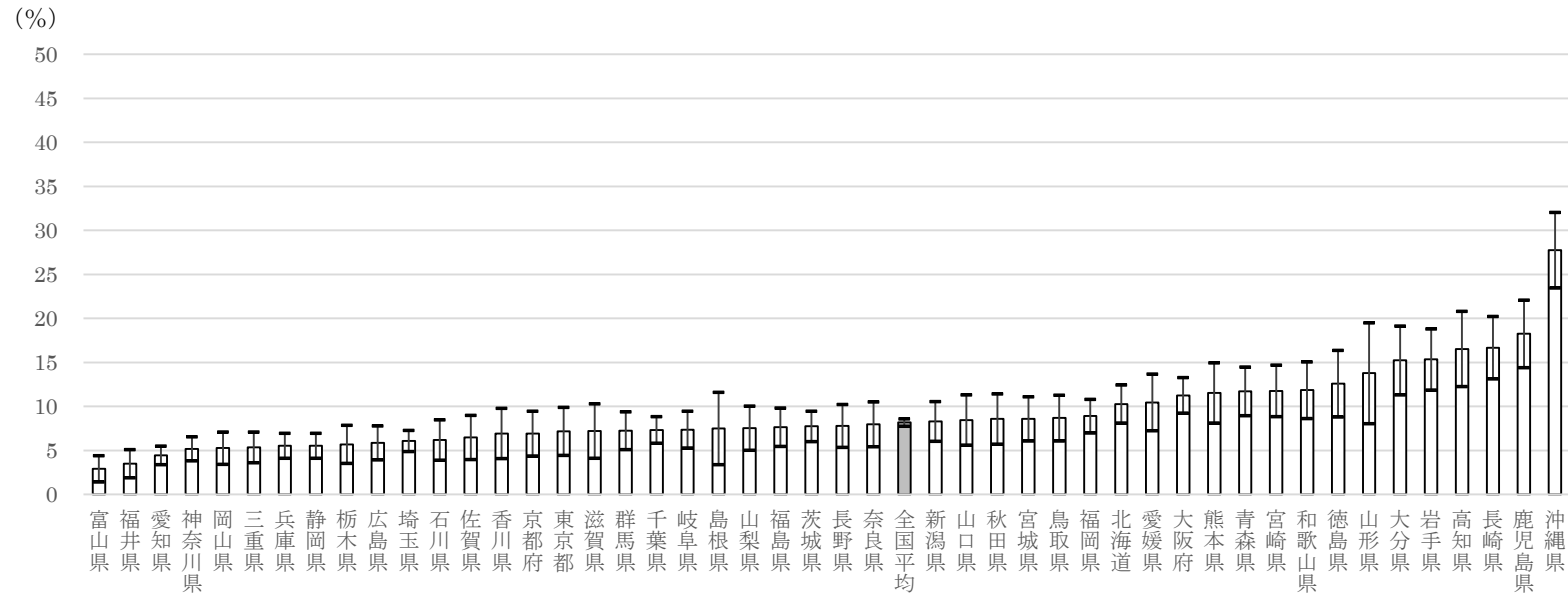
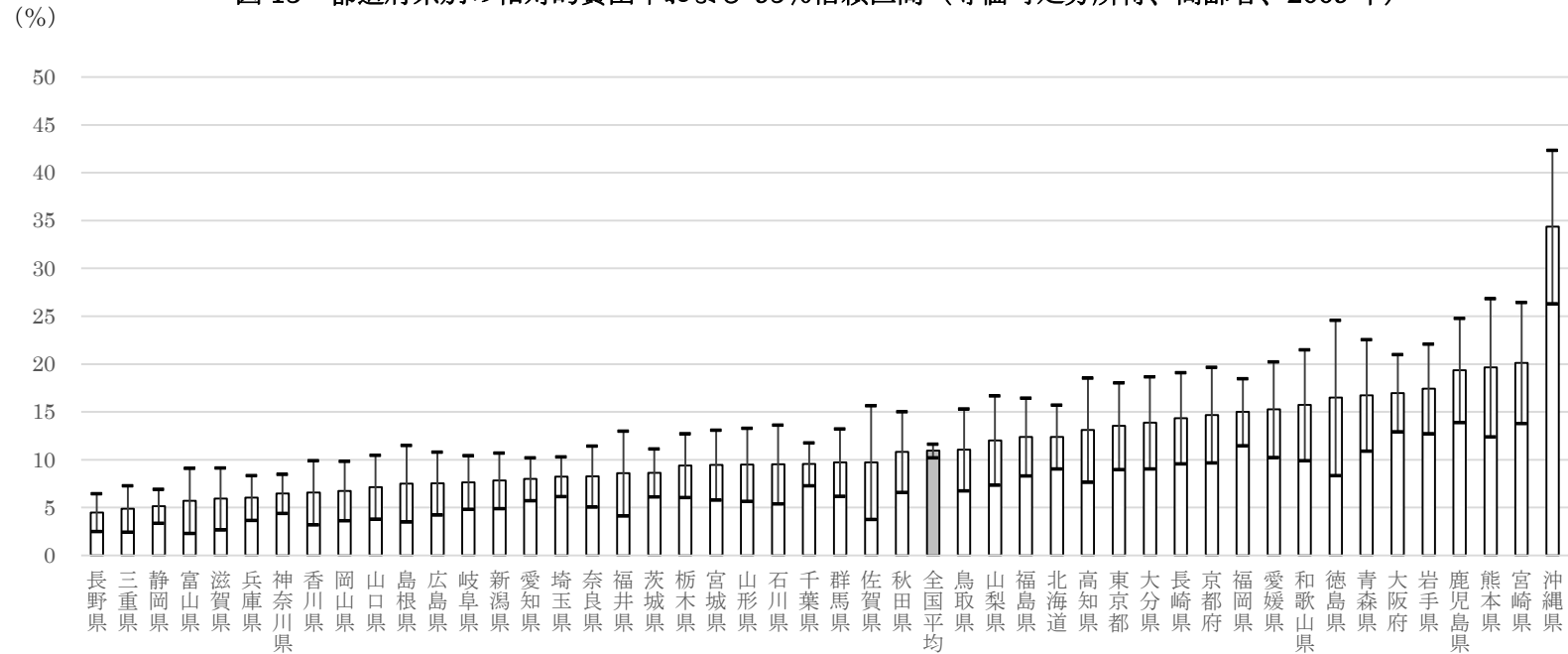


図 13 都道府県別の相対的貧困率および 95%信頼区間（等価可処分所得、高齢者、2009 年）



附表

付表 1 ジニ係数の推移(等価可処分所得、子ども・現役・高齢者、1994 年 - 2009 年)

	1994		1999		2004		2009	
	ジニ係数	標準誤差	ジニ係数	標準誤差	ジニ係数	標準誤差	ジニ係数	標準誤差
子ども	0.226	[0.002]	0.235	[0.002] *	0.235	[0.002] *	0.242	[0.002] *
現役	0.263	[0.001]	0.267	[0.001]	0.274	[0.002] **	0.279	[0.002] *
高齢者	0.306	[0.003]	0.291	[0.003] *	0.296	[0.004]	0.286	[0.003] *
total	0.266	[0.001]	0.269	[0.001]	0.276	[0.001] **	0.278	[0.002] *

注 1：標準誤差はブートストラップ法(繰り返し回数=1000 回)による。

注 2：**は当該年(t 年)と 1994 年の 95%信頼区間が重ならず、また前回調査年(t-1 年)の 95%信頼区間とも重ならないことを示す。*は t 年と 1994 年の 95%信頼区間が重なっていないが、t-1 年の 95%信頼区間とは重なっていることを示す。+は t 年と 1994 年の 95%信頼区間が重なっているが、t-1 年の 95%信頼区間とは重なっていないことを示す。

付表 2 相対的貧困率の推移(等価可処分所得、子ども・現役・高齢者、1994 年 - 2009 年)

	1994		1999		2004		2009	
	貧困率	標準誤差	貧困率	標準誤差	貧困率	標準誤差	貧困率	標準誤差
子ども	7.3	[0.188]	8.3	[0.218] *	8.9	[0.246] *	8.5	[0.287] *
現役	6.7	[0.141]	7.2	[0.161]	7.7	[0.155] *	8.2	[0.216] *
高齢者	14.8	[0.438]	11.9	[0.354] *	11.7	[0.346] *	10.9	[0.369] *
total	7.9	[0.138]	8.3	[0.139]	8.7	[0.146] *	8.9	[0.185] *

注：付表 1 に同じ。

付表 3 年齢階級別ジニ係数(等価可処分所得、総人口、1994 年 - 2009 年)

	1994		1999		2004		2009	
	ジニ係数	標準誤差	ジニ係数	標準誤差	ジニ係数	標準誤差	ジニ係数	標準誤差
0~9	0.216	[0.002]	0.225	[0.002] *	0.227	[0.002] *	0.234	[0.003] *
10~19	0.228	[0.002]	0.235	[0.002]	0.237	[0.003]	0.244	[0.002] *
20~29	0.266	[0.002]	0.267	[0.002]	0.276	[0.003]	0.281	[0.004] *
30~39	0.231	[0.002]	0.239	[0.002]	0.250	[0.002] **	0.251	[0.003] *
40~49	0.235	[0.002]	0.238	[0.002]	0.242	[0.002]	0.256	[0.003] **
50~59	0.270	[0.002]	0.275	[0.003]	0.285	[0.002] *	0.290	[0.004] *
60~69	0.302	[0.003]	0.293	[0.003]	0.299	[0.003]	0.295	[0.003]
70~79	0.313	[0.005]	0.290	[0.004] *	0.297	[0.006]	0.279	[0.004] *
80+	0.308	[0.005]	0.310	[0.005]	0.308	[0.005]	0.300	[0.005]
total	0.266	[0.001]	0.269	[0.001]	0.276	[0.001] **	0.278	[0.002] *

注：付表 1 に同じ。

付表 4 年齢階級別ジニ係数(等価可処分所得、女性、1994 年 - 2009 年)

	1994		1999		2004		2009	
	ジニ係数	標準誤差	ジニ係数	標準誤差	ジニ係数	標準誤差	ジニ係数	標準誤差
0~9	0.216	[0.002]	0.224	[0.003]	0.227	[0.003] *	0.233	[0.003] *
10~19	0.227	[0.003]	0.234	[0.003]	0.239	[0.004]	0.242	[0.003] *
20~29	0.273	[0.003]	0.274	[0.003]	0.286	[0.004]	0.285	[0.004]
30~39	0.230	[0.003]	0.238	[0.003]	0.247	[0.002] *	0.248	[0.003] *
40~49	0.239	[0.002]	0.243	[0.002]	0.249	[0.003]	0.258	[0.003] *
50~59	0.289	[0.003]	0.285	[0.003]	0.297	[0.003] +	0.300	[0.004]
60~69	0.302	[0.004]	0.295	[0.004]	0.296	[0.004]	0.296	[0.003]
70~79	0.321	[0.005]	0.302	[0.004] *	0.306	[0.006]	0.289	[0.006] *
80+	0.305	[0.005]	0.307	[0.006]	0.318	[0.006]	0.311	[0.006]
total	0.271	[0.001]	0.273	[0.001]	0.281	[0.002] **	0.281	[0.002] *

注：付表 1 に同じ。

付表 5 年齢階級別ジニ係数(等価可処分所得、男性、1994 年 - 2009 年)

	1994		1999		2004		2009	
	ジニ係数	標準誤差	ジニ係数	標準誤差	ジニ係数	標準誤差	ジニ係数	標準誤差
0~9	0.216	[0.003]	0.225	[0.003]	0.226	[0.003]	0.234	[0.004] *
10~19	0.229	[0.003]	0.236	[0.003]	0.235	[0.003]	0.246	[0.003] *
20~29	0.258	[0.003]	0.260	[0.003]	0.265	[0.004]	0.276	[0.006] *
30~39	0.231	[0.002]	0.238	[0.003]	0.251	[0.003] **	0.253	[0.004] *
40~49	0.229	[0.003]	0.232	[0.003]	0.235	[0.003]	0.254	[0.004] **
50~59	0.248	[0.002]	0.262	[0.005]	0.269	[0.003] *	0.278	[0.007] *
60~69	0.299	[0.004]	0.288	[0.003]	0.302	[0.004]	0.293	[0.004]
70~79	0.301	[0.008]	0.275	[0.005] *	0.284	[0.008]	0.267	[0.005] *
80+	0.313	[0.009]	0.313	[0.010]	0.287	[0.010]	0.280	[0.010]
total	0.259	[0.001]	0.263	[0.002]	0.269	[0.002] *	0.274	[0.002] *

注：付表 1 に同じ。

付表 6 年齢階級別相対的貧困率(等価可処分所得、総人口、1994 年 - 2009 年)

	1994		1999		2004		2009	
	貧困率	標準誤差	貧困率	標準誤差	貧困率	標準誤差	貧困率	標準誤差
0~9	8.4	[0.247]	9.9	[0.311] *	10.4	[0.362] *	9.0	[0.356] *
10~19	6.3	[0.213]	6.6	[0.246]	7.2	[0.303]	7.7	[0.331] *
20~29	6.6	[0.314]	8.2	[0.356] *	8.4	[0.333] *	8.6	[0.560] *
30~39	6.5	[0.236]	7.0	[0.289]	7.7	[0.281] *	7.7	[0.313] *
40~49	4.9	[0.182]	5.3	[0.248]	5.3	[0.217]	6.1	[0.279] *
50~59	6.4	[0.260]	6.6	[0.253]	7.7	[0.306] *	8.3	[0.468] *
60~69	12.1	[0.389]	10.7	[0.391]	10.5	[0.332] *	10.7	[0.430]
70~79	17.0	[0.712]	13.1	[0.554] *	11.6	[0.461] *	11.7	[0.613] *
80+	14.4	[0.923]	13.5	[0.886]	14.0	[0.855]	11.5	[0.728]
total	7.9	[0.138]	8.3	[0.139]	8.7	[0.146] *	8.9	[0.185] *

注：付表 1 に同じ。

付表 7 年齢階級別相対的貧困率(等価可処分所得、女性、1994 年 - 2009 年)

	1994		1999		2004		2009	
	貧困率	標準誤差	貧困率	標準誤差	貧困率	標準誤差	貧困率	標準誤差
0~9	8.4	[0.312]	9.6	[0.365]	10.6	[0.428] *	9.0	[0.432]
10~19	6.0	[0.256]	6.4	[0.297]	7.0	[0.360]	7.9	[0.461] *
20~29	6.8	[0.426]	9.1	[0.547] *	8.7	[0.395] *	8.9	[0.845]
30~39	7.2	[0.311]	7.8	[0.409]	8.2	[0.315]	8.4	[0.377]
40~49	5.4	[0.246]	5.8	[0.239]	5.9	[0.288]	7.0	[0.339] *
50~59	8.2	[0.402]	8.0	[0.350]	9.0	[0.382]	9.7	[0.528]
60~69	13.8	[0.508]	12.5	[0.577]	11.5	[0.428] *	11.6	[0.513] *
70~79	18.8	[0.812]	16.3	[0.780]	14.7	[0.719] *	13.3	[0.733] *
80+	13.9	[0.946]	14.0	[1.104]	14.9	[0.885]	12.9	[0.925]
total	8.8	[0.155]	9.3	[0.185]	9.7	[0.172] *	9.8	[0.209] *

注：付表 1 に同じ。

付表 8 年齢階級別相対的貧困率(等価可処分所得、男性、1994 年 - 2009 年)

	1994		1999		2004		2009	
	貧困率	標準誤差	貧困率	標準誤差	貧困率	標準誤差	貧困率	標準誤差
0~9	8.5	[0.323]	10.1	[0.398] *	10.3	[0.423] *	9.0	[0.441]
10~19	6.5	[0.279]	6.9	[0.323]	7.3	[0.368]	7.5	[0.400]
20~29	6.4	[0.413]	7.3	[0.404]	8.1	[0.431]	8.3	[0.712]
30~39	5.8	[0.268]	6.2	[0.313]	7.2	[0.387] *	6.9	[0.416]
40~49	4.4	[0.216]	4.7	[0.389]	4.7	[0.275]	5.1	[0.412]
50~59	4.5	[0.284]	5.1	[0.321]	6.1	[0.442] *	6.8	[0.782] *
60~69	10.1	[0.495]	8.6	[0.403]	9.4	[0.443]	9.6	[0.703]
70~79	14.4	[1.103]	9.1	[0.591] *	8.0	[0.471] *	9.8	[0.941] *
80+	15.3	[1.938]	12.6	[1.478]	12.4	[1.621]	9.2	[0.908] *
total	7.0	[0.154]	7.1	[0.159]	7.7	[0.169] *	7.9	[0.232] *

注：付表 1 に同じ。

付表 9 世帯類型別相対的貧困率(等価可処分所得、子ども、1994 年 - 2009 年)

	1994		1999		2004		2009	
	貧困率	標準誤差	貧困率	標準誤差	貧困率	標準誤差	貧困率	標準誤差
子ども								
ふたり親	6.1	[0.202]	7.2	[0.241] *	7.1	[0.261] *	6.0	[0.281] *
ひとり親	45.3	[2.748]	57.7	[2.476] *	55.0	[2.609]	55.5	[2.457]
3世代	7.2	[0.377]	6.1	[0.411]	6.9	[0.546]	7.1	[0.750]
その他	17.7	[1.640]	16.1	[1.730]	21.9	[1.903]	23.2	[2.447]
total	7.3	[0.188]	8.3	[0.218] *	8.9	[0.246] *	8.5	[0.287] *

注：付表 1 に同じ。

付表 10 世帯類型別相対的貧困率(等価可処分所得、現役、1994 年 - 2009 年)

	1994		1999		2004		2009	
	貧困率	標準誤差	貧困率	標準誤差	貧困率	標準誤差	貧困率	標準誤差
現役								
単身	13.6	[0.890]	14.6	[1.084]	12.8	[0.903]	17.5	[1.460] *
夫婦	5.3	[0.240]	5.3	[0.253]	5.1	[0.249]	5.9	[0.285]
親同居未婚子	5.9	[0.155]	6.9	[0.174] *	7.5	[0.188] *	7.2	[0.196] *
親同居既婚子	5.9	[0.623]	5.4	[0.747]	5.8	[0.602]	4.7	[0.571]
3世代	5.8	[0.279]	5.2	[0.300]	6.2	[0.379]	6.4	[0.483]
その他	13.4	[1.184]	12.8	[1.313]	16.5	[1.304]	17.5	[1.393]
total	6.7	[0.141]	7.2	[0.161]	7.7	[0.155] *	8.2	[0.216] *

注：付表 1 に同じ。

付表 11 世帯類型別相対的貧困率(等価可処分所得、高齢者、1994 年 - 2009 年)

	1994		1999		2004		2009	
	貧困率	標準誤差	貧困率	標準誤差	貧困率	標準誤差	貧困率	標準誤差
高齢者								
単身	37.5	[1.938]	29.7	[1.543] *	26.1	[1.363] *	22.8	[1.397] *
夫婦	12.3	[0.567]	9.2	[0.439] *	7.8	[0.389] *	6.7	[0.354] *
親同居未婚子	16.6	[1.166]	11.1	[0.739] *	12.2	[0.775] *	12.0	[0.677] *
親同居既婚子	7.1	[0.828]	5.2	[0.649]	6.3	[0.696]	4.3	[0.529] *
3世代	5.5	[0.305]	5.0	[0.313]	5.5	[0.423]	6.4	[0.592]
その他	17.7	[1.616]	12.5	[1.261]	14.3	[1.339]	15.6	[1.416]
total	14.8	[0.438]	11.9	[0.354] *	11.7	[0.346] *	10.9	[0.369] *

注：付表 1 に同じ。

付表 12 就業形態別相対的貧困率(等価可処分所得、1994 年 - 2009 年)

	1994		1999		2004		2009	
	貧困率	標準誤差	貧困率	標準誤差	貧困率	標準誤差	貧困率	標準誤差
正規被用者	4.0	[0.135]	4.7	[0.146] *	5.3	[0.174] *	4.8	[0.199] *
非正規被用者	27.4	[1.718]	28.1	[1.532]	27.7	[1.301]	25.2	[1.179]
混合被用者	2.8	[0.199]	2.9	[0.215]	3.2	[0.210]	2.9	[0.216]
自営業	19.2	[0.600]	17.0	[0.603]	15.4	[0.613] *	15.4	[0.835] *
高齢者無業	24.1	[0.845]	18.4	[0.664] *	16.3	[0.547] *	14.3	[0.572] *
非高齢者無業	35.7	[1.844]	32.6	[1.784]	34.7	[1.844]	42.6	[2.308]
その他	7.1	[0.355]	7.2	[0.401]	8.0	[0.476]	7.0	[0.429]
total	7.9	[0.138]	8.3	[0.139]	8.7	[0.146] *	8.9	[0.185] *

注：付表 1 に同じ。

付表 13 住居形態別相対的貧困率(等価可処分所得、1994 年 - 2009 年)

	1994		1999		2004		2009	
	貧困率	標準誤差	貧困率	標準誤差	貧困率	標準誤差	貧困率	標準誤差
持家	6.8	[0.140]	6.3	[0.136]	7.2	[0.147] *	7.3	[0.187]
うち住宅ローンなし	9.9	[0.227]	9.0	[0.210] *	9.7	[0.232]	10.1	[0.280]
うち住宅ローンあり	2.9	[0.136]	2.9	[0.147]	3.6	[0.168] **	3.1	[0.194]
民間賃貸	12.8	[0.455]	14.4	[0.568]	14.1	[0.540]	14.5	[0.710]
公営賃貸	19.5	[1.003]	27.9	[1.076] *	27.3	[1.142] *	27.1	[1.447] *
公社・公団	7.7	[1.318]	8.1	[1.095]	11.7	[1.313]	12.0	[1.654]
給与住宅	2.7	[0.355]	3.3	[0.409]	2.2	[0.389]	1.5	[0.424]
total	7.9	[0.138]	8.3	[0.139]	8.7	[0.146] *	8.9	[0.185] *

注：付表 1 に同じ。

付表 14 都道府県内のジニ係数(等価可処分所得、総人口、1994 年 - 2009 年)

	1994		1999		2004		2009	
	ジニ係数	標準誤差	ジニ係数	標準誤差	ジニ係数	標準誤差	ジニ係数	標準誤差
北海道	0.252	[0.004]	0.265	[0.006]	0.264	[0.007]	0.252	[0.005]
青森県	0.278	[0.008]	0.268	[0.011]	0.273	[0.010]	0.273	[0.010]
岩手県	0.240	[0.007]	0.255	[0.008]	0.273	[0.009] *	0.284	[0.009] *
宮城県	0.250	[0.006]	0.247	[0.006]	0.273	[0.009]	0.275	[0.010]
秋田県	0.242	[0.007]	0.235	[0.007]	0.271	[0.009] +	0.256	[0.008]
山形県	0.237	[0.008]	0.233	[0.007]	0.266	[0.009] +	0.272	[0.014]
福島県	0.270	[0.009]	0.252	[0.007]	0.278	[0.008]	0.280	[0.009]
茨城県	0.247	[0.006]	0.265	[0.007]	0.268	[0.006]	0.258	[0.006]
栃木県	0.263	[0.010]	0.259	[0.007]	0.267	[0.007]	0.255	[0.007]
群馬県	0.264	[0.009]	0.265	[0.007]	0.260	[0.008]	0.267	[0.008]
埼玉県	0.237	[0.004]	0.255	[0.005] *	0.258	[0.005] *	0.266	[0.005] *
千葉県	0.249	[0.004]	0.263	[0.008]	0.265	[0.005]	0.269	[0.005] *
東京都	0.276	[0.005]	0.283	[0.006]	0.284	[0.008]	0.289	[0.007]
神奈川県	0.244	[0.004]	0.254	[0.005]	0.263	[0.005]	0.273	[0.007] *
新潟県	0.240	[0.007]	0.256	[0.009]	0.272	[0.010]	0.261	[0.008]
富山県	0.243	[0.013]	0.235	[0.007]	0.268	[0.012]	0.257	[0.015]
石川県	0.247	[0.007]	0.252	[0.009]	0.259	[0.008]	0.257	[0.010]
福井県	0.235	[0.007]	0.257	[0.009]	0.257	[0.007]	0.271	[0.014]
山梨県	0.249	[0.008]	0.260	[0.008]	0.247	[0.008]	0.277	[0.012]
長野県	0.250	[0.008]	0.246	[0.007]	0.246	[0.006]	0.265	[0.008]
岐阜県	0.239	[0.006]	0.251	[0.007]	0.249	[0.007]	0.268	[0.008] *
静岡県	0.255	[0.006]	0.255	[0.006]	0.269	[0.007]	0.269	[0.008]
愛知県	0.259	[0.006]	0.261	[0.006]	0.270	[0.006]	0.271	[0.005]
三重県	0.254	[0.007]	0.253	[0.008]	0.254	[0.007]	0.249	[0.007]
滋賀県	0.234	[0.007]	0.246	[0.007]	0.247	[0.008]	0.282	[0.013] *
京都府	0.261	[0.007]	0.267	[0.009]	0.265	[0.011]	0.247	[0.007]
大阪府	0.277	[0.005]	0.267	[0.005]	0.293	[0.006] +	0.295	[0.006]
兵庫県	0.257	[0.005]	0.263	[0.005]	0.278	[0.005] *	0.257	[0.006]
奈良県	0.262	[0.009]	0.262	[0.011]	0.261	[0.007]	0.269	[0.009]
和歌山県	0.289	[0.016]	0.266	[0.008]	0.272	[0.008]	0.268	[0.009]
鳥取県	0.260	[0.008]	0.247	[0.009]	0.253	[0.010]	0.257	[0.008]
島根県	0.248	[0.010]	0.281	[0.011]	0.254	[0.008]	0.248	[0.010]
岡山県	0.253	[0.007]	0.253	[0.008]	0.272	[0.007]	0.271	[0.011]
広島県	0.259	[0.007]	0.277	[0.007]	0.275	[0.007]	0.259	[0.007]
山口県	0.249	[0.008]	0.254	[0.008]	0.265	[0.010]	0.244	[0.007]
徳島県	0.270	[0.009]	0.287	[0.008]	0.319	[0.011] *	0.300	[0.011]
香川県	0.261	[0.008]	0.264	[0.008]	0.265	[0.008]	0.268	[0.008]
愛媛県	0.277	[0.009]	0.270	[0.007]	0.282	[0.009]	0.278	[0.008]
高知県	0.315	[0.010]	0.310	[0.011]	0.285	[0.009]	0.285	[0.009]
福岡県	0.281	[0.007]	0.292	[0.011]	0.272	[0.006]	0.294	[0.015]
佐賀県	0.267	[0.008]	0.250	[0.008]	0.264	[0.009]	0.256	[0.008]
長崎県	0.271	[0.008]	0.280	[0.010]	0.281	[0.009]	0.311	[0.015]
熊本県	0.275	[0.008]	0.261	[0.010]	0.276	[0.011]	0.274	[0.009]
大分県	0.263	[0.008]	0.253	[0.008]	0.257	[0.007]	0.276	[0.008]
宮崎県	0.274	[0.008]	0.297	[0.009]	0.281	[0.010]	0.286	[0.011]
鹿児島県	0.275	[0.009]	0.272	[0.008]	0.271	[0.008]	0.282	[0.009]
沖縄県	0.360	[0.013]	0.336	[0.009]	0.310	[0.010] *	0.310	[0.009] *
total	0.266	[0.001]	0.269	[0.001]	0.276	[0.001] **	0.278	[0.002] *

注：付表 1 に同じ。

付表 15 都道府県別相対的貧困率(等価可処分所得、総人口、1994 年 - 2009 年)

	1994		1999		2004		2009	
	貧困率	標準誤差	貧困率	標準誤差	貧困率	標準誤差	貧困率	標準誤差
北海道	10.5	[0.744]	10.9	[0.764]	9.8	[0.778]	10.9	[0.898]
青森県	19.7	[1.639]	16.0	[1.666]	14.7	[1.549]	13.1	[1.455] *
岩手県	11.6	[1.305]	8.2	[1.161]	11.6	[1.390]	16.9	[1.715]
宮城県	8.1	[0.984]	8.1	[0.992]	10.4	[1.232]	9.4	[1.229]
秋田県	9.3	[1.171]	7.0	[1.038]	11.9	[1.405] +	8.4	[1.221]
山形県	6.2	[0.939]	5.2	[0.893]	10.8	[1.258] **	12.4	[1.952] *
福島県	11.3	[1.110]	7.8	[0.949]	13.8	[1.276] +	9.0	[1.116] +
茨城県	6.4	[0.724]	7.1	[0.775]	6.7	[0.744]	8.0	[0.822]
栃木県	6.2	[0.870]	7.5	[0.932]	5.7	[0.823]	6.1	[0.872]
群馬県	7.2	[0.900]	8.0	[0.966]	8.0	[1.043]	7.4	[0.918]
埼玉県	4.1	[0.360]	5.8	[0.476] *	5.7	[0.455] *	6.5	[0.547] *
千葉県	4.7	[0.431]	5.0	[0.456]	7.4	[0.631] **	7.7	[0.601] *
東京都	6.5	[0.659]	7.7	[0.768]	5.9	[0.613]	8.3	[1.100]
神奈川県	3.7	[0.394]	5.1	[0.480]	5.1	[0.483]	5.7	[0.593] *
新潟県	4.8	[0.690]	6.5	[0.819]	6.9	[1.116]	8.1	[1.058]
富山県	3.2	[0.632]	3.3	[0.669]	4.8	[0.844]	3.5	[0.656]
石川県	3.9	[0.708]	4.6	[0.776]	6.2	[0.929]	6.8	[1.108]
福井県	5.0	[0.962]	5.9	[0.998]	4.6	[0.789]	5.1	[0.925]
山梨県	5.5	[0.986]	8.6	[1.135]	7.6	[1.036]	9.1	[1.308]
長野県	5.5	[0.719]	7.1	[0.880]	6.4	[0.868]	7.3	[1.001]
岐阜県	4.6	[0.635]	3.9	[0.614]	5.9	[0.799]	7.2	[0.953]
静岡県	6.1	[0.667]	5.8	[0.677]	6.6	[0.749]	5.7	[0.682]
愛知県	5.5	[0.508]	6.0	[0.569]	5.9	[0.618]	5.2	[0.566]
三重県	7.7	[1.032]	6.8	[1.010]	6.3	[0.943]	5.3	[0.827]
滋賀県	4.7	[0.901]	6.5	[0.907]	5.6	[1.039]	6.8	[1.203]
京都府	8.0	[0.982]	7.5	[0.999]	8.5	[1.023]	9.0	[1.195]
大阪府	8.1	[0.571]	8.8	[0.588]	11.1	[0.670] *	12.9	[0.919] *
兵庫県	6.5	[0.542]	7.2	[0.628]	9.8	[0.723] *	5.8	[0.590] +
奈良県	6.2	[0.966]	6.7	[0.946]	7.7	[1.015]	8.4	[1.110]
和歌山県	12.0	[1.249]	11.7	[1.229]	11.8	[1.402]	12.6	[1.434]
鳥取県	7.5	[1.086]	6.4	[1.065]	8.0	[1.240]	9.2	[1.263]
島根県	7.0	[1.094]	8.6	[1.251]	8.2	[1.120]	7.9	[1.402]
岡山県	6.4	[0.838]	6.8	[0.950]	10.1	[1.136]	5.3	[0.791] +
広島県	7.3	[0.777]	8.6	[0.884]	8.0	[0.884]	6.3	[0.849]
山口県	6.7	[0.965]	9.6	[1.147]	8.8	[1.073]	7.8	[1.157]
徳島県	11.7	[1.263]	12.5	[1.401]	17.2	[1.774]	13.2	[1.813]
香川県	8.3	[1.218]	7.7	[1.115]	7.9	[1.186]	7.0	[1.178]
愛媛県	11.7	[1.188]	14.4	[1.396]	13.6	[1.585]	11.7	[1.297]
高知県	18.6	[1.753]	17.6	[1.893]	12.6	[1.499]	15.6	[1.711]
福岡県	11.2	[0.830]	12.3	[0.837]	12.2	[0.921]	10.8	[0.930]
佐賀県	11.4	[1.341]	9.1	[1.177]	9.5	[1.163]	7.4	[1.227]
長崎県	17.1	[1.460]	15.2	[1.543]	14.3	[1.495]	16.8	[1.644]
熊本県	14.7	[1.259]	10.8	[1.235]	10.9	[1.261]	14.0	[1.758]
大分県	13.4	[1.312]	9.4	[1.109]	13.7	[1.413]	13.7	[1.554]
宮崎県	18.7	[1.420]	17.1	[1.605]	14.0	[1.466]	13.6	[1.417]
鹿児島県	17.3	[1.407]	16.6	[1.419]	14.3	[1.359]	18.2	[1.652]
沖縄県	36.6	[1.831]	35.0	[1.813]	33.6	[1.991]	29.8	[1.912]
total	7.9	[0.138]	8.3	[0.139]	8.7	[0.146] *	8.9	[0.185] *

注：付表 1 に同じ。

付表 16 都道府県別相対的貧困率(等価可処分所得、子ども、1994 年 - 2009 年)

	1994		1999		2004		2009	
	貧困率	標準誤差	貧困率	標準誤差	貧困率	標準誤差	貧困率	標準誤差
北海道	9.0	[0.968]	10.6	[1.101]	11.7	[1.398]	10.7	[1.679]
青森県	18.0	[2.254]	15.2	[2.329]	16.0	[2.657]	12.9	[2.673]
岩手県	10.8	[2.017]	6.4	[1.602]	9.7	[2.318]	21.8	[3.417] **
宮城県	7.5	[1.472]	8.4	[1.578]	12.5	[2.103]	12.1	[2.732]
秋田県	10.6	[1.726]	7.6	[1.707]	12.9	[2.387]	3.9	[1.378] **
山形県	7.3	[1.549]	6.0	[1.706]	12.8	[2.230]	12.2	[2.690]
福島県	11.4	[1.634]	8.1	[1.496]	17.8	[2.368] *	8.4	[2.054] *
茨城県	6.3	[1.019]	6.7	[1.170]	7.3	[1.386]	8.2	[1.405]
栃木県	5.4	[1.237]	7.8	[1.614]	6.7	[1.544]	2.8	[0.999]
群馬県	6.7	[1.311]	6.6	[1.473]	7.1	[1.614]	5.4	[1.319]
埼玉県	3.1	[0.484]	5.4	[0.717]	4.3	[0.698]	5.7	[0.835] *
千葉県	3.6	[0.598]	4.0	[0.671]	6.9	[0.969] *	6.3	[1.117]
東京都	4.7	[0.792]	5.5	[0.925]	5.1	[1.158]	5.0	[1.303]
神奈川県	2.5	[0.476]	5.3	[0.825] *	5.0	[0.771] *	6.4	[1.018] *
新潟県	5.0	[1.059]	7.3	[1.390]	8.1	[2.087]	8.0	[1.644]
富山県	2.7	[1.065]	2.5	[1.010]	4.5	[1.437]	2.5	[1.013]
石川県	3.1	[1.045]	4.5	[1.265]	6.4	[1.769]	5.6	[1.754]
福井県	5.3	[1.401]	8.5	[1.810]	4.2	[1.423]	5.5	[1.700]
山梨県	4.8	[1.170]	8.1	[1.713]	7.5	[1.805]	10.8	[2.349]
長野県	5.2	[1.116]	6.7	[1.364]	7.6	[1.509]	9.5	[1.989]
岐阜県	2.8	[0.828]	3.0	[1.052]	5.7	[1.511]	6.0	[1.653]
静岡県	5.6	[0.929]	5.7	[1.064]	5.1	[1.085]	7.1	[1.671]
愛知県	4.3	[0.665]	6.0	[0.858]	4.6	[0.853]	4.6	[0.987]
三重県	8.9	[1.601]	5.3	[1.293]	5.6	[1.594]	5.5	[1.717]
滋賀県	3.6	[1.104]	6.2	[1.346]	6.7	[1.731]	6.6	[1.942]
京都府	5.7	[1.296]	6.1	[1.552]	7.0	[1.742]	7.3	[1.885]
大阪府	6.9	[0.748]	8.3	[0.898]	10.3	[1.041]	12.2	[1.357] *
兵庫県	5.7	[0.725]	7.7	[1.112]	9.0	[1.218]	6.2	[1.023]
奈良県	5.2	[1.323]	5.9	[1.448]	5.7	[1.536]	10.0	[2.122]
和歌山県	12.1	[1.813]	14.0	[2.189]	10.4	[2.028]	11.1	[2.273]
鳥取県	9.0	[1.660]	7.3	[1.547]	7.9	[1.742]	8.4	[2.175]
島根県	5.6	[1.457]	7.0	[1.530]	11.3	[2.346]	9.5	[2.385]
岡山県	5.2	[1.160]	8.6	[1.751]	9.4	[1.991]	3.8	[1.089]
広島県	5.3	[1.144]	10.3	[1.662]	10.6	[1.753]	6.0	[1.377]
山口県	8.3	[1.934]	9.6	[1.846]	9.6	[2.016]	6.7	[1.872]
徳島県	12.8	[1.900]	12.9	[2.318]	12.9	[2.458]	9.4	[2.148]
香川県	6.3	[1.457]	10.3	[2.083]	10.2	[2.379]	7.7	[2.191]
愛媛県	12.7	[2.028]	16.3	[2.289]	14.3	[2.472]	10.3	[2.160]
高知県	19.2	[2.570]	18.6	[2.858]	12.2	[2.551]	15.3	[2.759]
福岡県	8.8	[1.144]	12.5	[1.381]	13.3	[1.531]	11.2	[1.689]
佐賀県	10.8	[1.820]	9.0	[1.844]	9.8	[1.919]	7.4	[1.873]
長崎県	19.1	[2.412]	17.5	[2.542]	18.4	[2.803]	20.5	[3.297]
熊本県	14.8	[2.054]	13.7	[2.181]	9.2	[1.884]	15.4	[2.935]
大分県	10.5	[1.814]	8.8	[1.866]	11.6	[2.194]	8.4	[1.946]
宮崎県	18.9	[2.155]	17.2	[2.535]	18.1	[2.787]	11.3	[2.253]
鹿児島県	18.6	[2.328]	17.9	[2.257]	14.5	[2.268]	16.2	[2.969]
沖縄県	40.9	[2.648]	40.4	[2.892]	36.1	[3.049]	31.8	[3.182]
total	7.3	[0.188]	8.3	[0.218] *	8.9	[0.246] *	8.5	[0.287] *

注：付表 1 に同じ。

付表 17 都道府県別相対的貧困率(等価可処分所得、現役、1994 年 - 2009 年)

	1994		1999		2004		2009	
	貧困率	標準誤差	貧困率	標準誤差	貧困率	標準誤差	貧困率	標準誤差
北海道	8.7	[0.704]	9.4	[0.848]	8.2	[0.767]	10.3	[1.102]
青森県	18.3	[1.627]	15.6	[1.649]	13.5	[1.593]	11.7	[1.411] *
岩手県	10.1	[1.283]	8.2	[1.258]	10.8	[1.730]	15.3	[1.778]
宮城県	7.5	[0.914]	7.4	[0.997]	9.4	[1.386]	8.6	[1.285]
秋田県	7.9	[1.132]	6.6	[1.080]	11.4	[1.397]	8.6	[1.462]
山形県	5.2	[0.859]	4.5	[0.838]	10.4	[1.424] **	13.8	[2.923] *
福島県	9.4	[1.072]	6.6	[0.943]	12.9	[1.409] +	7.6	[1.111] +
茨城県	5.0	[0.649]	6.9	[0.810]	5.9	[0.740]	7.7	[0.883]
栃木県	5.8	[0.931]	6.9	[0.950]	5.4	[0.876]	5.7	[1.102]
群馬県	6.0	[0.825]	7.7	[1.092]	7.8	[1.162]	7.2	[1.095]
埼玉県	3.5	[0.373]	5.3	[0.501] *	5.6	[0.486] *	6.1	[0.613] *
千葉県	3.8	[0.413]	4.5	[0.488]	6.7	[0.605] **	7.3	[0.772] *
東京都	5.3	[0.673]	7.1	[0.918]	4.3	[0.568]	7.2	[1.392]
神奈川県	3.1	[0.385]	4.8	[0.519]	4.7	[0.516]	5.2	[0.696]
新潟県	4.3	[0.634]	6.3	[0.953]	6.0	[1.087]	8.3	[1.157] *
富山県	2.4	[0.589]	3.2	[0.687]	4.4	[0.846]	2.9	[0.753]
石川県	3.6	[0.736]	4.0	[0.823]	5.9	[1.066]	6.2	[1.170]
福井県	3.6	[0.755]	5.5	[1.008]	4.0	[0.829]	3.5	[0.810]
山梨県	5.4	[1.165]	8.0	[1.266]	6.3	[1.025]	7.6	[1.280]
長野県	4.3	[0.712]	6.9	[0.973]	6.4	[0.927]	7.8	[1.245]
岐阜県	4.1	[0.663]	3.0	[0.570]	4.4	[0.759]	7.4	[1.061]
静岡県	5.3	[0.647]	4.5	[0.578]	6.5	[0.868]	5.5	[0.728]
愛知県	4.9	[0.509]	5.0	[0.611]	5.3	[0.729]	4.5	[0.534]
三重県	5.3	[0.786]	5.8	[1.089]	4.9	[0.922]	5.4	[0.899]
滋賀県	2.8	[0.718]	5.9	[0.955]	5.3	[1.098]	7.2	[1.575]
京都府	5.5	[0.795]	7.1	[1.026]	7.6	[1.080]	6.9	[1.298]
大阪府	7.2	[0.600]	8.0	[0.629]	9.9	[0.755] *	11.3	[1.030] *
兵庫県	5.9	[0.555]	6.4	[0.670]	8.1	[0.736]	5.5	[0.726]
奈良県	5.6	[0.926]	6.3	[0.943]	8.2	[1.178]	8.0	[1.301]
和歌山県	10.9	[1.343]	11.0	[1.307]	12.4	[1.777]	11.9	[1.641]
鳥取県	6.6	[1.115]	6.2	[1.276]	4.9	[0.955]	8.7	[1.326]
島根県	6.1	[1.319]	8.2	[1.662]	7.2	[1.086]	7.5	[2.104]
岡山県	5.7	[0.853]	5.5	[0.892]	9.2	[1.234]	5.3	[0.933]
広島県	6.8	[0.840]	7.2	[0.893]	7.1	[0.896]	5.9	[0.982]
山口県	5.7	[0.921]	8.3	[1.038]	9.5	[1.390]	8.5	[1.452]
徳島県	9.4	[1.217]	11.0	[1.410]	14.7	[1.869]	12.6	[1.930]
香川県	6.2	[1.049]	6.0	[0.981]	7.2	[1.131]	6.9	[1.458]
愛媛県	9.8	[1.259]	11.2	[1.229]	11.8	[1.695]	10.5	[1.640]
高知県	16.9	[1.869]	17.1	[2.388]	10.0	[1.436] *	16.5	[2.185]
福岡県	9.3	[0.829]	10.6	[0.842]	10.8	[0.982]	8.9	[0.975]
佐賀県	9.6	[1.421]	8.8	[1.303]	9.3	[1.302]	6.5	[1.281]
長崎県	15.2	[1.438]	12.3	[1.464]	13.0	[1.545]	16.7	[1.808]
熊本県	13.2	[1.351]	8.2	[1.010] *	10.3	[1.358]	11.5	[1.743]
大分県	11.2	[1.290]	7.8	[1.097]	12.7	[1.527]	15.2	[1.991]
宮崎県	16.6	[1.614]	13.6	[1.540]	10.4	[1.268] *	11.8	[1.498]
鹿児島県	12.6	[1.254]	13.1	[1.520]	11.6	[1.429]	18.3	[1.956]
沖縄県	32.3	[1.918]	30.4	[1.880]	31.0	[2.143]	27.8	[2.184]
total	6.7	[0.141]	7.2	[0.161]	7.7	[0.155] *	8.2	[0.216] *

注：付表 1 に同じ。

付表 18 都道府県別相対的貧困率(等価可処分所得、高齢者、1994 年 - 2009 年)

	1994		1999		2004		2009	
	貧困率	標準誤差	貧困率	標準誤差	貧困率	標準誤差	貧困率	標準誤差
北海道	21.2	[2.948]	16.2	[2.202]	12.7	[1.740]	12.4	[1.696]
青森県	27.9	[3.161]	18.5	[2.749]	16.7	[2.423] *	16.7	[2.967]
岩手県	17.2	[2.824]	10.1	[2.480]	15.4	[2.296]	17.4	[2.386]
宮城県	11.9	[2.440]	10.3	[2.129]	11.2	[1.949]	9.5	[1.868]
秋田県	13.0	[2.635]	7.7	[1.647]	12.6	[2.352]	10.8	[2.146]
山形県	8.3	[1.654]	6.2	[1.557]	10.6	[1.812]	9.5	[1.945]
福島県	17.8	[2.409]	11.0	[1.858]	13.0	[1.958]	12.4	[2.070]
茨城県	11.9	[1.970]	8.5	[1.632]	8.8	[1.373]	8.6	[1.280]
栃木県	9.5	[1.879]	9.0	[1.814]	6.0	[1.337]	9.4	[1.698]
群馬県	12.3	[2.114]	10.5	[1.928]	9.6	[1.721]	9.7	[1.799]
埼玉県	10.8	[1.404]	9.8	[1.389]	8.2	[1.044]	8.2	[1.059]
千葉県	13.0	[1.637]	9.0	[1.348]	10.7	[1.343]	9.5	[1.141]
東京都	15.2	[2.615]	12.1	[2.098]	10.4	[1.626]	13.5	[2.313]
神奈川県	10.0	[1.587]	5.8	[1.041]	7.1	[1.072]	6.5	[1.035]
新潟県	6.2	[1.671]	6.2	[1.307]	8.4	[1.542]	7.8	[1.486]
富山県	6.8	[1.871]	4.5	[1.727]	6.5	[1.725]	5.7	[1.732]
石川県	5.9	[2.075]	6.9	[2.096]	6.9	[1.709]	9.5	[2.102]
福井県	9.8	[2.963]	4.2	[1.464]	6.7	[1.869]	8.6	[2.262]
山梨県	7.2	[2.270]	11.0	[2.143]	11.8	[2.408]	12.0	[2.377]
長野県	10.2	[1.833]	7.8	[1.452]	5.3	[1.150]	4.5	[1.009] *
岐阜県	10.0	[1.980]	8.4	[1.685]	10.5	[1.938]	7.7	[1.432]
静岡県	10.4	[1.599]	11.0	[1.973]	8.2	[1.639]	5.2	[0.907] *
愛知県	10.4	[1.526]	10.8	[1.816]	9.5	[1.472]	8.0	[1.151]
三重県	15.7	[2.754]	12.2	[2.297]	10.8	[1.987]	4.9	[1.233] *
滋賀県	15.3	[3.892]	9.0	[2.020]	5.7	[1.998]	5.9	[1.654]
京都府	23.0	[3.749]	10.4	[1.983] *	12.2	[2.246]	14.7	[2.547]
大阪府	16.1	[1.953]	13.2	[1.534]	15.4	[1.585]	17.0	[2.059]
兵庫県	10.6	[1.462]	9.8	[1.487]	15.1	[1.880]	6.0	[1.197] +
奈良県	11.7	[3.049]	9.6	[2.135]	7.9	[1.920]	8.3	[1.627]
和歌山県	16.0	[3.049]	11.4	[2.328]	11.1	[2.116]	15.7	[2.960]
鳥取県	8.6	[2.014]	6.3	[1.528]	15.0	[3.625]	11.1	[2.182]
島根県	11.0	[2.151]	10.7	[2.463]	7.9	[2.004]	7.5	[2.043]
岡山県	10.2	[2.239]	8.8	[1.889]	12.9	[2.116]	6.8	[1.587]
広島県	12.7	[2.490]	11.1	[2.141]	8.5	[1.568]	7.5	[1.675]
山口県	8.3	[1.964]	13.2	[2.479]	6.5	[1.508]	7.1	[1.702]
徳島県	19.0	[3.351]	16.5	[3.153]	27.3	[3.808]	16.5	[4.136]
香川県	17.5	[3.398]	10.4	[2.472]	8.1	[2.064]	6.6	[1.715] *
愛媛県	17.0	[2.995]	21.2	[2.998]	17.4	[3.442]	15.3	[2.557]
高知県	23.6	[3.817]	18.1	[2.987]	19.6	[3.962]	13.1	[2.775]
福岡県	21.4	[2.441]	17.7	[2.150]	14.8	[1.910]	15.0	[1.783]
佐賀県	18.0	[2.974]	10.2	[2.709]	9.8	[2.339]	9.7	[3.031]
長崎県	21.7	[3.074]	21.1	[3.419]	14.0	[2.889]	14.4	[2.424]
熊本県	19.7	[2.654]	15.3	[2.213]	13.6	[2.161]	19.6	[3.681]
大分県	25.0	[4.026]	14.6	[2.372]	18.0	[2.856]	13.9	[2.454]
宮崎県	25.7	[3.247]	27.8	[3.361]	20.2	[3.527]	20.1	[3.222]
鹿児島県	32.3	[4.097]	25.4	[3.601]	21.2	[2.977]	19.4	[2.782]
沖縄県	48.4	[4.476]	46.1	[4.156]	38.6	[3.978]	34.3	[4.085]
total	14.8	[0.438]	11.9	[0.354] *	11.7	[0.346] *	10.9	[0.369] *

注：付表 1 に同じ。